

# 琉球大学学術リポジトリ

## 「琉球処分」再考 ― 琉球藩王冊封と台湾出兵問題

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2009-06-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 波平, 恒男, Namihira, Tsuneo メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/10407">http://hdl.handle.net/20.500.12000/10407</a>

## 「琉球処分」再考 —琉球藩王冊封と台湾出兵問題—

波 平 恒 男

はじめに

第1節 先行研究の紹介と検討

- 1 金城正篤『琉球処分論』
- 2 安良城盛昭「琉球処分論」

第2節 維新政権の中央集権化と地方制度

- 1 近世の「藩」について
- 2 「版籍奉還」と「王土王民」思想
- 3 「廃藩置県」前後の鹿児島

第3節 鹿児島県による琉球管轄の継続

- 1 廃藩置県後の琉球王府
- 2 鹿児島県の琉球管轄の根拠
- 3 台湾（出兵）問題の生成

第4節 琉球藩王冊封とその意味

- 1 政府内の諸建議
- 2 藩王冊封による琉球藩化
- 3 琉球藩王冊封の歴史的意味

第5節 藩王冊封と台湾出兵論

- 1 山県有朋建議
- 2 樺山資紀日記（『台湾記事』）
- 3 台湾出兵問題のその後

むすびに代えて

## はじめに

本稿では、沖縄近代史の端緒過程をなす「琉球処分」再考の一環として、その始期にあたる「琉球藩王冊封」について再検討する。再検討というのは、本稿の以下の考察では、従来の研究とはかなり異なった視角から、異なったタームで、琉球処分期の出来事を解釈し叙述すること、すなわち従来の通説の(根底的という意味での)ラディカルな批判的再考が意図されているからである。

ちなみに従来の研究では、本稿の考察の中心となる明治天皇(政府)による「琉球藩王冊封」という出来事は、通常、「琉球藩設置」と記述されてきたが、本稿ではその用語は用いない。その表現が誤解を招きがちで不適切であるとの理由によるが、この用語の選択の問題は、まさにそれによって言い表そうとする出来事をどう解釈するか、というより本質的事柄と密接不可分に関連している。重要なのは後者のほうで、まさにそれこそ本稿全体の主題なのだが、その主要な課題を適切に遂行するためにも、「(琉球)藩王冊封」の用語で首尾一貫したい。

もう一つの考察対象である「台湾出兵問題」について言えば、本稿の考察時期は9月14日に「藩王冊封」の行なわれた明治5(1872)年を中心とするもので、明治7(1874)年5月に実行された台湾出兵それ自体や、その直前の歴史は考察の範囲外としている。批判的考察の対象になるのは、「台湾出兵問題」の生成の経緯、すなわち、明治4(1871)年末に起きた台湾での琉球人遭難事件が翌5年になって政府周辺でも知られるようになり、9月の「藩王冊封」の前後から問罪(責任を問い懲罰する)のための出兵の声が朝野に高まるなど、台湾問題が浮上し、明治政府内でも懸案として取り上げられるに至る、という問題化の経緯である。

まとめて言えば、明治5年の「琉球藩王冊封」の歴史的経緯と意味について、また、それと併行して、「琉球藩王冊封」とその前後に生じた台湾出兵論議と

の関連性の如何について、実証的かつ理論的に根底的な再検討を加えることが本稿の主題となる。（本稿では便宜上、年月日は日本年号で表し、西暦を適宜補記する。明治5年までは陰暦（旧暦）、翌6年からは陽暦（新暦）である）

ところで、本稿は標題が示す如く、従来の琉球処分研究に批判的で、その再検討の必要性を唱え、筆者なりの見解を提示するものであるが、ただし叙述の過程で個別の研究書や論文に逐一批判的に論及することは行なっていない。沖縄近代史研究については、一般に、1960年代から80年代初め頃までの研究の著しい質的な発展や量的な盛行に較べて、それ以降は今日に至るまで極めて低調なことが指摘されてきた。<sup>1</sup> 筆者もそうした見方に異論はなく、それだからこそあえて旧来の歴史記述の諸前提にまで踏み込んだ再検討を企てるものでもあるが、しかし従来の通説的理解がどのようなものであるかを示さないまま論述を進めていくのは、手続的にも不十分な点を残し、また読者にとっても不親切なことであろう。そこで、個別の先行研究については、かつて研究の発展と盛行を牽引した金城正篤氏と安良城盛昭氏の琉球処分研究を次節でまとめて取り上げることにし、ここでは先ず、狭義の専門研究書ではないが、一般に広く読まれていると思われる歴史教育研究会・新城俊昭『高等学校 琉球・沖縄史』の最新版から該当箇所を引用し、一般に、琉球処分の始期がどう描かれているか、その（代表的）一例を見ておこう。

「1871（明治4）年、廃藩置県が実施されると、琉球はひとまず鹿児島県の管轄下におかれた。琉球ではこのような日本国内の変革も、たんなる政権交代によって生じたできごとで、王国体制そのものには大きな影響はないだろうと高をくくっていた。

1872（明治5）年、明治政府は鹿児島を通じて琉球に入朝を促した。……明治政

---

<sup>1</sup> 森宣雄「沖縄初期県政の挫折と旧慣温存路線の確立」『待兼山論叢<日本学編>』（大阪大学文学部）、32号、1998年。大里知子「沖縄近代史—『旧慣温存』『初期県政』研究についての一考察』『沖縄文化研究』29号、2003年。

府は、琉球からの使者に対し、『尚泰を藩王となし、叙して華族に列す』旨を宣告した。琉球藩の設置であり、いわゆる『琉球処分』のはじまりであった。首里王府は、琉球の管轄が薩摩から中央政府に移管しただけのことだと考え、この重大さには気づいていなかった。

尚泰を藩主ではなく藩王としたのは、琉・中関係を考慮してのことであった。日本国内では、その前年に廃藩置県を行なっており、あえて琉球を藩としたのは、琉球の反発はもちろん、清朝からも強力な反抗が予想されたからであった。そのため、いったん琉球を日本国内の藩に位置づけ、つぎの廃藩置県で県政へ移行させるという段階をふまえて王国の解体をはかろうとしたのである。しかし、この時期に琉球藩が設置された理由はそれだけではなかった。後述する台湾出兵とも密接にからんでいた。<sup>2</sup>

「1871 (明治4) 年暮れ、那覇に年貢を運んだあと帰路についた宮古船が台風で遭難し、台湾に漂着した。そこで乗組員66人のうち54人が地元住民に殺害されるという事件がおこった (琉球人の台湾遭難事件)。明治政府はこの事件を利用して、琉球の日本領有と台湾への進出を企てた。1872年、政府は清国の了解を得ないまま琉球藩を設置し、琉球が日本の領土であるという国内措置を整えた。」<sup>3</sup>

まず、肝心の琉球処分の始期についてみると、明治政府が琉球に「入朝」を促し、琉球使臣に尚泰を「藩王となし、叙して華族に列する」となす旨を「宣告」したこと、これがすなわち「琉球藩の設置」であり、琉球処分の始まりであると書かれている。これは、諸書でしばしば見られる「琉球藩を設置し、尚泰を藩王に任命した」という類いの記述と大同小異であり、「藩王」の語が明記されていることは単純に「琉球藩を設置した」とのみ記述するよりは幾分かはマシかもしれない。しかし、この藩王の「宣告」(あるいは「任命」)なるものが「冊封」であったこと、すなわち、本稿での以下の考察が強調するように、「天皇」と尚泰の間に(擬似的)君臣関係を(初めて)設定する行為だったことが一切説明されておらず、いきなり「琉球藩設置」と言い換えられ(等置され)

<sup>2</sup> 沖縄歴史教育研究会・新城俊昭『高等学校 琉球・沖縄史 (新訂・増補版)』編集工房東洋企画、2007年 (第4刷)、147頁。なお、当該箇所を含む第5章「琉球処分」は金城正篤氏が「監修者」となっている。

<sup>3</sup> 同上、148頁。

ている。

その上で、先に引用文では、尚泰を「藩主ではなく藩王としたのは」とその背景理由の説明らしき文章が続くが、(いきなり県を設置せず)「藩」とした理由が述べられているだけで、「藩主ではなく藩王とした」ことの明示的説明はなく、そのため文意が不明瞭になっている。あるいは、その「琉球藩設置」の理由として、「いったん日本国内の藩として位置づけ、つぎの廃藩置県で県政に移行させる段階をふまえて王国の解体をはかろうした」と明治政府の意図が説明されていることからすると、「藩」の段階では「王国の解体」は意図されていなかったことが、「藩王」とした理由として想定されているのかもしれない。だとすると、琉球王府が王国体制に影響はないと「高をくくっていた」「この重大性に気づいていなかった」といった記述との整合性はどうなるのだろうか。

いずれにせよ、従来の多くの研究と同様、ここでも、「琉球藩王冊封」が端的に「冊封」行為だったことや、それが「藩王」冊封だったことの意味が明らかにされないまま、直ちに「琉球藩設置」に置き換えられている。そしてそれに応じて、その理由・背景への問いが立てられることはあっても、明治政府はなぜ「琉球藩の設置」を行なったのか、という問いへと本来の問題が変形・歪曲され、あるいはなぜ「藩主ではなく藩王とした」のかといったような誤った設問がなされてしまうのである。ちなみに、ここであえて確認しておく、既往の研究はすべて琉球処分の始期をなすこの出来事を「琉球藩設置」と表記してきたが、明治政府から「琉球藩を設置する」という趣旨の法令の類いが発布された史実はまったく存在しない。天皇から尚泰が「藩王」に冊封されたので、彼の支配管轄する領域や王府機構が（日本天皇政府との関係では）「琉球藩」と（公式文書でも）呼ばれることになったにすぎない。

本稿では、まさに「琉球藩王冊封」の経緯や意味をそれ自体として明らかにしたいと考えるので、一貫して「藩王冊封」の語を用いることにし、また「琉球藩」とは書いても、「琉球藩設置」の表現は用いないことにする。これに対し

では、「琉球藩」と称されることになったのだから、「琉球藩設置」でよいのではないか、との疑問や反論が当然にもありうることだろう。「冊封」などという古色蒼然とした表現より、「琉球藩設置」が現代の日本語としてわかり易くて通りがよいという実際上の理由も、それはそれとして理解する。しかし、「藩王冊封」を「琉球藩設置」と呼ぶこと、正確には、呼び代えることは、以下の二つの理由で不適切であると筆者は思っている。一つは、そのことによって「藩王冊封」それ自体の歴史的意味を問うという、「琉球処分」を研究・記述していく上で決定的に重要な事柄が不問に付されるからである。だが、この琉球処分の端緒をなすこの出来事の意味を正確に理解することなくしては、琉球処分だけでなく、沖縄近代史の正しい理解も大きく損なわれることになるように思われる。

「琉球藩設置」が不適切である第2の理由は、その表現が、当時あたかも日本の国家主権がすでに琉球に及んでいたかのような含意を有しており、その限りで誤解を導きがちなことである。先の引用文に見られる、琉球藩設置によって「いったん日本国内の藩に位置づけ」たとの表現や、「藩主ではなく」云々も、近代国家の対内主権の行使としての地方行政単位の設定やその長官の任命という含意で述べられており、「設置」という不適切な言葉が生んだ誤解の一つといえよう。

このような記述や誤解は、同書のみでなく、歴史書で琉球処分に論及される場合や、それを主題的に扱った専門の研究論文でも一般に見受けられるものである。すなわち、そこでは、江戸時代には国内に「藩」が設置されていたが、明治維新による「廃藩置県」(明治4年)で、それまでの封建制的「藩」に代わって近代的「県」が設置されたこと、しかるに琉球のみは特別の事情から全国の廃藩置県に遅れて、明治5年の「琉球藩設置」によって「国内の藩」と同じような位置づけがなされ、その後(明治12年に)「廃藩置県」の処分がなされた、といったような歴史理解が前提になっている。その上で、「琉球藩設置」の段階

で明治政府は「廃藩置県」を予定しており、それを見抜けなかったことや、それに抵抗したことが、琉球王府の無知や頑迷さとして叙述されるのである。

しかし、このような歴史理解には、歴史の不当な目的論的解釈や、後代の歴史の地平からそれぞれの時代を生きた歴史の当事者たちを評価していくという手法のもつ問題性を超えて、われわれの歴史認識を根底で規定している政治性やイデオロギー性への無反省性という問題が含まれているように思われる。それは端的に言って、明治以降の「国民国家」形成の過程で一般に流布した（沖縄からすれば押し付けられた）皇国史観や日本型オリエンタリズムが、われわれの歴史理解、ここでは近代沖縄史理解を今なお呪縛しているという問題性である。本稿では、琉球処分の始期を論じながら、この問題性の一斑をも取り扱いたいと思う。

さて、本稿の課題は、積極的には、このように（「琉球藩設置」ではなく）「琉球藩王冊封」の歴史的意味を問い、再考することであるが、この課題の遂行と関連して、従来の研究によく見られる「琉球藩設置」を「台湾出兵」と結びつける解釈を実証的に批判することを、もう一つの課題として設定している。上掲の引用文でも、「この時期に琉球藩が設置された理由は……台湾出兵も密接にからんでいた」と、両者を結びつける記述がなされているが、これも従来の研究を踏まえた解釈に立っていると言えよう。

従来の研究では、琉球藩王冊封（＝琉球藩設置）を行なった明治政府の意図について、それを「台湾出兵」と結びつける解釈がしばしば採られてきた。例えば、今日においてもなお最も代表的な研究書と見なされている金城正篤『琉球処分論』では、「明治政府による琉球藩設置は、当時、明治政府が不可避免的に直面した台湾出兵の口実ないし論拠を得ることに、その直接的な動機があった」<sup>4</sup>とされ、また同氏の執筆になる『沖縄県史』第1巻（通史）においても、

---

<sup>4</sup> 金城正篤『琉球処分論』沖縄タイムス社、1978年、6頁。

「もともと琉球藩の設置も、明治政府が台湾出兵のための準備措置として、大急ぎでおこなったものであった……琉球が日本に属することを内外に示すことによって、殺害を被った琉球民＝日本国民のあだをうつための台湾出兵に理論的根拠を与えたのである」<sup>5</sup>と述べられている。恐らくは、金城氏の研究や『沖縄県史』の権威の故もあってであろうが、同じような記述は多くの歴史書や論文に見られ、その意味では通説的見解とさえ見なしうるかもしれない。<sup>6</sup>

関連してもう一つ引用しておく、歴史学研究会編『日本史史料(4)近代』は、「琉球国王を藩王とする詔書」の題で冊封の詔書を掲げて紹介しているが、その「解説」（宮地正人執筆）では、

「廃藩置県までは、琉球は薩摩藩の附備国であったが、廃藩後は琉球をどのようにするかで、完全な内地化を主張する大蔵省と、日清両属の継続を主張する左院との間で対立していた。これが置藩となるのは、前年11月の台湾原住民の琉球人殺害事件がからんでいた。この報告をうけた鹿児島県参事大山綱良は、7月下旬、台湾討伐を上奏、樺山資紀を始めとする薩摩士族は8月上旬から東京で猛運動をおこなった。この結果、日本への帰属の方向を明確化し、台湾出兵を可能にする置藩手段がとられることになった。」<sup>7</sup>

と記述されている。

しかし、はたして琉球藩王冊封＝琉球藩設置は、台湾出兵を可能にするための準備措置として行なわれたであろうか。

ちなみに、台湾出兵というのは、征韓論政変の翌年、明治7（1874）年5月に行なわれた近代日本の最初の海外出兵であった。確かに、この出兵の口実の一つに、琉球藩王冊封に先立つ明治4（1871）年11月、台湾東南岸に漂着した

<sup>5</sup> 『沖縄県史』第1巻、47頁。『琉球処分論』（上掲）12頁をも参照。

<sup>6</sup> 但し、台湾事件がたまたま琉球藩設置の直前の時期に起こったことを述べ、その事件が台湾出兵につながったことと、琉球藩設置とを特に関連させることなく並行的に記述したものも多い。しかし、琉球藩設置と台湾出兵（論）とを直接的に関連づける解釈に対して、これまで明示的に疑義を提示したのは、管見によれば毛利敏彦氏のみである。毛利敏彦『台湾出兵』中公新書、1996年、同「副島種臣の対清外交」『明治維新政治外交史研究』吉川弘文館、2002年、所収を参照。

<sup>7</sup> 歴史学研究会編『日本史史料(4)近代』岩波書店、1997年、98頁。

琉球人が現地先住民に殺害された事件が明治政府により持ち出されたし、またこの事件は「留守政府」の下で行なわれた琉球藩王冊封（＝琉球藩設置、明治5年9月）の時点ですでに知られており、朝野に出兵論がにわかに沸き上がってもいた。しかし、そのことから直ちに両者を結びつける解釈には、その間の時間の幅だけから言っても大いに疑問の余地があるのではないか。

筆者は、琉球藩王冊封（＝琉球藩設置）を「台湾出兵」と結びつける解釈は、端的に言って誤った歴史解釈であると思っている。さらに付け加えれば、それをどう理解するかは、たんに琉球処分の起点の解釈だけに関わる問題ではなく、その琉球処分の過程全体やそれを与件として出発した沖縄近代史の解釈にも大きく関わってくる重要な問題であると思っている。

そこで、次節では、従来、琉球処分が全体としてどう論じられてきたかという点を中心に、金城正篤氏と安良城盛昭氏の先行研究を紹介・検討し、問題意識をもう少し明確化しておいた上で、その後の考察に進むとしよう。

## 第1節 先行研究の紹介と検討

### 1 金城正篤『琉球処分論』

沖縄近代史研究は、1960年代半ば頃から80年前後の時期にかけて飛躍的な発展期を迎え、数多くの重要な成果を残してきた。その代表的な成果の一部を挙げれば、最も重要な成果として『沖縄県史』、次いで『那覇市史』があり、また、それらに寄稿された諸論考を含んだ金城正篤氏の論文集『琉球処分論』や西里喜行氏の「旧慣温存」期を中心とした一連の研究、さらにはそれらの研究を批判しつつ登場した安良城盛昭氏の論文集『新・沖縄史論』、その他の研究があった。

このような80年代始め頃までの研究の盛行と深化に較べて、その後の沖縄近代史研究は長く不振と低迷が続いたことは、論者により屢々指摘されてきた。ここで先行研究を代表させる形で金城正篤、安良城盛昭氏の業績を取り上げるのは、そのような事情と無関係ではなく、両者の研究が比較的古い時代に属するとはいえ、今なお最も権威ある業績として大きな影響力を有していると思われることによる。

まず始めに、金城氏の研究を検討するにあたって、彼による「琉球処分」の一般的定義を引用することから始めよう。

「〔琉球処分とは〕明治政府のもとで沖縄が日本国家の中に強行的に組み込まれる一連の政治過程をいう。この過程は、1872年（明治5年）の『琉球藩』設置にはじまり、1879年（明治12年）の『沖縄県』設置をへて、翌年の『分島問題』の発生と終息に至る、前後9年間にまたがり、この時期は沖縄近代史上、琉球処分の時期として位置づけられる。」<sup>8</sup>

先に述べたように、琉球処分の始期を「琉球藩設置」に置くことは、ひとり金城氏に特有というわけではなく、従来の研究でもほとんど自明の事柄として扱われてきたと言ってよい。琉球処分とは狭義には、明治12（1879）年に明治政府が強行した（琉球廃藩、沖縄置県という）「廃藩置県」を意味するが、その点だけから言っても、その廃止対象たる「琉球藩」の設置を処分過程の起点に据えることには、それなりの妥当性を認めることはできるだろう。金城氏の研究の特徴はその始期の設定そのものではなく、それを「台湾出兵」と結びつけて、その両者の関係を強調した点にあった。

金城氏の研究のもう一つの特徴は、先の定義にも明示されているように、琉球処分の終期を琉球／沖縄の「廃藩置県」に置くのではなく、それを翌年まで引き延ばして、日清間における「分島（改約）問題」の発生と一応の終息までを含めたことであった。ちなみに、分島（改約）問題とは、日本の清国におけ

---

<sup>8</sup> 金城正篤『琉球処分論』前掲、3頁。

る内地通商権を清国が承認するのと引き換えに、宮古・八重山の清国帰属を日本が認めるという日清間で決まりかけた交渉案件のことである。

以上のような金城氏による琉球処分の始期の解釈と終期の設定とは、琉球処分の過程全体の解釈や評価という点で、密接不可分な関係に立っていたと言ってもよい。この琉球処分の歴史的意義の評価について、金城は自説を次のように述べている。

「私の意見は、次のように要約できると思う。第一に、明治政府の『琉球処分』においては、民族統一という側面よりも、国家統一という側面が先行していたこと、第二に、『琉球処分』そのものが日本の対外進出への衝動のもとでなされており……第三に、『琉球処分』が民族統一の事業であったとすれば、同じ政府のもとで『分島問題』というまさしく民族分断策が出てくる意味が説明できない……明治政府の『琉球処分』を、しいて『民族統一』と評価するのであれば、それは対外膨張・対外侵略と背中あわせとなった、いかにも『日本的な民族統一』であった、というほかいよいよのないものであった。」<sup>9</sup>

引用の最後で金城氏が立場表明しているように、当時は、琉球処分を「民族統一」という観点からどう評価するかということが、この分野の研究上最大の論点であり、激しく論争されたテーマであった。これについては後にまた簡単に触れるとして、金城氏の所説の要点や特徴を筆者なりにまとめるとすれば、次のようになる。

すなわち、第1に、琉球処分の始期をなす琉球藩設置を台湾出兵と結びつけたこと、第2に、その終期を従来の通説のように「廃藩置県」で区切るのではなく、その翌年まで引き延ばして分島改約問題の発生と終息までとしたことである。そして、この始期およびその解釈と、終期の設定との統一的な解釈・評価を可能にしているのが、第3に、琉球処分は終始一貫して明治政府の「対外膨張」という「政策基調」の下で行われた、ということを強調する彼の見解であったと言える。以上の3点を踏まえた上で、第4に、終期として設定された

---

<sup>9</sup> 同上、32頁。

「分島問題」での明治政府の対応からも明らかなように、琉球処分は「国家統一」ではありえても、「民族統一の事業」とは言い難いものだった、という彼の全体としての結論が引き出されるのである。

金城氏は、このような『琉球処分論』の基本的立場をその後も一貫して維持しているようで、1990年の論文「琉球処分は廃藩置県か」においても次のように述べられている。

「以上で見てきたように、明治政府の琉球処分は、その初発において台湾出兵と結びつけられ、その終局において『分島・増約』案のかたちで提起されたように、終始、中国領土の侵略、中国内地での通商権獲得と不離一体のものとして提起され、進行していること、このことは銘記されなければならない。」<sup>10</sup>

さて、前述のように金城氏は、60年代後半から70年代にかけての沖縄近代史研究の飛躍的な発展期に、戦後世代の若き俊秀として琉球処分研究を牽引し、当時のみならず、その後も今日に至るまで圧倒的な影響力を持ってきた。その先駆的な功績は極めて大きく、筆者もまた氏の研究からは多くを学んだことについては、ここに明記しておきたい。

その上で、本稿の以下の考察では、琉球処分の始期をなす出来事（琉球藩王冊封⇒琉球藩設置）について、金城説とは違った解釈を提示することになることもまた述べておかねばならない。筆者の金城説に対する基本的な疑問点をまず示すならば、明治5（1872）年9月の琉球藩王冊封⇒琉球藩設置は、はたして台湾出兵を目的として（そのための準備措置として）なされたのだろうか、という問いにあるが、この問いには否定的に答えられねばならないというのが筆者の考えである。

それでは、琉球藩王冊封⇒琉球藩設置が台湾出兵を目的としてなされたのではないとすれば、それはなぜ、何のために、その時期に、行なわれたのであ

---

<sup>10</sup> 金城正篤「琉球処分は廃藩置県か」藤原彰他編『日本近代史の虚像と実像 1 開国～日露戦争』大月書店、1990年、135頁。

うか。金城氏の研究において琉球藩設置の解釈が琉球処分の全体的な評価に結びついてきたように、この問いは、琉球処分や広く沖縄近代史の解釈の根幹に関わる基本的な問題であり、台湾出兵目的説を採らない場合でも、このことに変わりはない。

右の問いに対する本稿の代替的解釈をここで簡潔に示しておけば、次のようになる。すなわち、明治維新による徳川將軍家（幕府）から朝廷＝明治天皇政府への主権的権力の移行によって、草創期の明治政府には日本と琉球王国との従来との関係を改めて編成し直す必要性が生じたが、そのために採られたのが天皇による尚泰の「冊封」という、東アジアの伝統的な「中華秩序」を模擬した関係設定の行為であった、というものである。この近代日本が採った伝統的（東アジアの伝統を模擬した）手法、換言すれば、天皇を頂点にいただく近代国家日本の「小中華主義」的な政治行為を正しく理解するためには、それを端的に「藩王冊封」として捉え、そのように呼び、その史的意義を適切に解釈していく必要がある。琉球藩設置という語が不適切であるのは、そう言い換えられることで、何ゆえこの琉球藩王冊封が（その歴史的時点で）行なわれねばならなかったのかという肝心の問題が回避され、消去されることになるからである。

重要なことは、この近代日本と琉球との関係再編においては、支配や統治の大義名分＝正統性根拠が本質的な点をなしていたことである。この点も詳しくは後述するが、この本質的論点にやや迫った研究として、次に、安良城盛昭氏の所説を紹介・検討しておこう。

## 2 安良城盛昭「琉球処分論」

安良城盛昭氏の研究の特徴は、日本本土の（全国的な）「廃藩置県」と比較して、琉球処分の「特殊性」とそれが生じた歴史的理由や原因を指摘したことにある。その「琉球処分の特殊性」について、同氏は次の4つの点を挙げている。

第1に、日本本土においては「版籍奉還が廃藩置県という権力の実質的な中央集権の平和的達成を可能にした歴史的・論理的前提であり、その歴史的出発点であった……ところが、沖縄においては、廃藩置県の歴史的前提ともいえるべきこの版籍奉還の歴史過程を欠如したまま、廃藩置県が強行された。」

第2に、本土における廃藩置県は、「表だった反対=反抗なしに平和裡に実現された」が、琉球処分は「明治政府の軍事力・警察力の行使による強圧によって、琉球藩庁主流の反抗を押し切って強行された。」

第3に、置県翌年の分島・改約問題において「沖縄分割案が実現寸前までいたったこと」、すなわち「置県後の領土が外交上の取引の具になった事例は他に全く存在しない」こと、

第4に、「琉球処分後の旧慣改革が極めて遅々たるものであった」こと、以上の4点がそれである。<sup>11</sup>

安良城氏の理解によれば、これらの四つの特殊性のうち、最も重要なのは第1のそれ、すなわち「版籍奉還なき廃藩置県」という点にあり、他の3つはそれから帰結した事柄や特質だったと言ってよい。以上のように琉球処分の特殊性とそこにおける「版籍奉還」の欠如という契機の持つ重要性について指摘した上で、安良城氏は、それでは「琉球処分時点での版籍奉還の欠如は、何によって生じたのであろうか」と問い、その理由としてさらに次の3点を挙げている。

第1に「日本の本土社会とは別個・独自に国家形成を遂げ、薩摩の琉球征服後も、島津の『領分』でありながら『異国』・『外国』であるという特殊な地位にあり、清国との冊封体制とかかわりあいながら進貢貿易を数百年にわたって続けてきた」こと、

第2に「幕末期の琉球王府上層部を震撼させた牧志・恩河事件の帰趨が王国支配層の保守・守旧派を強化し、宜野湾朝保・津波古政正のような開明派が少

---

<sup>11</sup> 安良城盛昭「琉球処分論」(『新・沖縄史論』沖縄タイムス社、1980年、所収) 174-6頁。

数派として孤立する状況を生みだしていたこと」、

第3に「幕末・維新の動乱の渦中になく、その局外に安住しえていた琉球王府の特殊状況」、

以上の3点である。<sup>12</sup>

ついでながら付け加えておけば、安良城氏は以上のような所論から、当時の（「民族統一」という観点から琉球処分を議論・評価してきた）論争状況を念頭に、琉球処分は「上からの・他律的な・民族統一」であった、との彼の結論を引き出し、提示したのだった。「＜上からの＞は、前近代社会における支配階級がヘゲモニーを握って民族統一が実現されたことを表現して」おり、「＜他律的な＞は、その民族統一の民族的視点から見た客観的条件・主観的条件の未熟さを表現している。」<sup>13</sup>

以上に見てきたように、安良城氏の研究に特徴的なことは、日本近代国家形成の一大画期をなした（本土での）廃藩置県と比較して、琉球処分を「版籍奉還なき廃藩置県」と特徴づけ、その特殊性を強調した点にあり、またそのような比較の観点からその特殊性が生じ来った理由や原因を指摘したことにある。

さて、筆者の安良城説に対する疑問は多岐に及ぶが、ここでは最も基本的な論点のみに絞って指摘しておこう。筆者は、琉球処分には「版籍奉還」が欠如していたこと、その原因としては、上記の第1の理由に示されたように、琉球が「日本の本土社会とは別個・独自に国家形成を遂げ」、近世でも「日支両属」の状態が続いたことがあったという安良城氏の指摘は、その細部の説明はともかく、大まかな論点としては妥当な指摘であって、それ自体として異議を唱えようとは思わない。むしろ、「版籍奉還」の欠如に着目したことや、あるいはそうした琉球処分の特殊性が旧慣改革の遅れなど、沖縄近代史をも大きく規定することになったとの指摘は、一つの慧眼であったとさえ評価したい。そこには、

---

<sup>12</sup> 同上、184頁。

<sup>13</sup> 同上、206頁。

支配の大義名分＝正統性根拠への問いが本来的に含まれていると考えるからである。

しかし、安良城氏は、その版籍奉還の欠如を、支配の大義名分＝正統性根拠の（薄弱性という）問題それ自体として思想史的・時代内在的な方向で捉えていくのではなく、市場経済の発達未熟さや藩の財政逼迫の如何といった経済的要因を挙げて、マルクス主義に特有の基底還元主義的な方向においてのみ解釈していく傾向に陥っている。すなわち、仮に琉球内の市場経済や琉球・日本本土間の経済交易がもっと十分に発達していたなら、そして琉球が幕末の政争・戦争に巻き込まれて、本土の諸藩のように王府の財政も逼迫していたなら、琉球王府もまた版籍奉還を行なったであろうというのが、安良城氏の立論の根拠にある想定のようなのである。だが、当時はそうした客観的条件に欠け、したがって民衆の間での「民族統一」への主観的条件は未成熟で、また琉球王府末期の「牧志・恩河事件」の影響で、王府内でも保守派が主導権を握っていたことによって、琉球の支配層の間での主観的条件も欠如していた。そのことが、琉球処分が明治政府による「上からの・他律的な・民族統一」となった理由である、というわけである。

安良城氏のこのような所説に対する筆者の疑問を端的に述べれば、安良城説の最大の問題は、そもそも版籍奉還が「王土王民」思想に立脚していたという肝心の事柄がそこではまったく無視され、一言も触れられていないことにある。薩長土肥やそれに続いた全国の諸大名による「版籍奉還、すなわち版（＝土地）と籍（＝人民）とを天皇に返還するという申し出は、天皇こそが全国の本来の支配者であるという、幕末の政争の中で浮上してきた「王土王民」思想に基づいてこそ、可能であった筈ではないのか。安良城氏にあっては、幕藩体制の建前や版籍奉還の経済主義的な解釈のみが行なわれて、支配の大義名分＝正統性根拠に関わる思想史的条件への視点や、時代の規範意識に内在的に肉迫する必要性への視点が欠落している。しかし、これらの肝心な点を考慮に入れれば、

琉球処分に版籍奉還が欠如したのは、経済的な客観条件が未熟だったからというより、「日本の本土社会とは別個・独自に国家形成を遂げ」てきた琉球王国には、自発的に「王土王民」思想を受入れる土壌はなく、明治政府の側でもその理念を琉球に適用するには無理があったからだ、と言うべきではないか。

ちなみに、先に挙げた琉球処分の特殊性が生じた第2の原因として、安良城氏が琉球王府末期の「牧志・恩河事件」に言及し、それが王府内での開明派を孤立させ、保守・守旧派を強化した云々と述べていることからすると、仮にそのような事件がなければ、琉球王国による自発的な版籍奉還があり得たと想定しているように読むこともできる。しかし、ここでは詳しく立ち入らないが、この時期の政治史に関する沖縄側の記録としては最も信頼しうる喜舎場朝賢の諸著作に照らしても、安良城氏の史実理解は事実誤認と根拠薄弱な点が多いように思われる。例えば、牧志・恩河事件では、いわゆる開明派とされる津波古政正と後に頑固派の頭目となる亀川親方とは、その時の対立における同じ側の立場にいたし、その事件で宜野湾朝保や津波古政正が失脚することもなかった。むしろ、宜野湾はその後三司官にまで昇進し、明治5年の慶賀使派遣の際には副使に任じられたし、津波古も親方に昇進し、琉球処分期には東京の藩邸詰めに任じられて、琉球側と松田道之との厳しい談判にも立ち会っているのである。<sup>14</sup>

以上のような安良城の所説の欠点は、恐らく、琉球処分に至るまでの近世の琉球王国の独立性や国家的性格をどう考えるかという論点と結びついていよう。この点に関連して付言しておけば、先に引用した琉球処分の特殊性をもたらした第1の理由と関連して、安良城氏は、近世琉球は「幕藩体制社会内部に位置づけられた一つの藩」という以前に行なっていた規定を、幕藩体制内の「藩に近い特殊な存在」すなわち「半国家的＝擬似国家的存在」と訂正している。<sup>15</sup> も

<sup>14</sup> 牧志・恩河事件については、拙稿「喜舎場朝賢と『琉球見聞録』」『政策科学・国際関係論集』第4号、2001年を参照されたい。

ちろん修正の方向としては誤っていないが、しかし、安良城氏には概して近世琉球の王国としての独自性・独立性を過小に評価する一般的傾向が見られ、それは氏の研究の最後まで克服されることはなかったように思われる。

このことは、われわれが近世の「幕藩体制」やそこにおける「藩」をどう捉えるかという問題や、さらには日本史(学)の用語で琉球・沖縄史を語ることの持つ政治性やイデオロギー性というより大きな問題にもつながっている。枝葉末節に拘った批判をするより、次節で、「藩」の語の概念史にも論及してそのことの本質的問題点を明らかにしよう。

先行研究の紹介と検討との関連で、最後に、これもここで主題的に扱うことはできないが、「民族統一」という発想や用語の問題性にひとこと触れておこう。これまで金城、安良城氏の研究に即して見てきたように、「民族統一」は、1960年代以降に発展した「琉球処分」研究における中心的、かつ論争的なテーマであり、そこにおけるキー・タームであった。当時の時代背景としては、いわゆる講和独立後も続いた戦後の日本本土と沖縄の間の「民族分断」状況、その中で生じた「祖国復帰」運動、あらたな琉球処分と形容されたりもした施政権返還(協定)の内実、その後も基地問題を中心に沖縄の政治争点化が続いたこと、等々があった。さらに言えば、日本の「戦後歴史学」の一部でも、講和後も日米安保条約下での対米従属が続くなかで、真の「民族独立」を説く声があり、またそのモチーフが明治維新研究にまで投影されたりもしたという事情も、「民族」や「民族統一」のタームが選好された背景として指摘しうるだろう。

重要なことは、そこでは「民族統一」が何らかの形で肯定されねばならない当為命題として前提されていたことである。これは、沖縄近代史では、明治後期以降の「同化主義」の政治文化のなかで、伊波普猷が琉球処分を「奴隷解放」と「国民的統一」の端緒として捉え、「日琉同祖論」を唱えだしたことに始まり、

---

<sup>15</sup> 安良城、前掲書、201頁。

戦前から戦後にまで継承された前提、というより特有の政治状況からまさに戦後においてより強化された形で共有されていた前提であった。

金城氏の研究は、そのような時代状況の中で、琉球処分は「国家統一」ではあっても「民族統一」とは言い難いとのテーゼを掲げて、当時の論争状況の全体に対して一定の違和感を表明するものだったといえよう。だが、研究の問題設定そのものはまだ「民族統一」のタームや戦後歴史学の諸概念に呪縛されたままであり、そのことが研究を制約し、それ以上の展開を阻害したようにも思われる。それに対して、金城氏や西里喜行氏の研究を一種の「差別史観」と批判しつつ、沖縄史研究のより「社会科学的」方向への転換を主張した安良城氏の研究は、問題設定としては元の「民族統一」論の方向へと逆行し、経済主義的立場からこれを弁証していくことに終始したと言えよう。

しかし翻って考えれば、「民族」という語は、一見古くからある漢語のように思う向きがあるかも知れないが、山室信一氏も言うように、明治中期頃から日本で使われだすようになった熟語で、近代日本の「国民」形成と不可分に結びついた言葉であり、近現代中国語の民族はそれが逆輸入されたものにすぎない。<sup>16</sup> すなわち、少なくとも琉球処分期には「民族」の概念や、その概念と結びついた「民族統一」の規範意識もいまだ存在してはいなかったのである。<sup>17</sup> この在りもしなかった目的を明治政府の意図のうちに措定し、それを解し得なかった人々を遅れた存在として最初から予断していく発想の構えこそが、それ自体歴史的に形成されたものとして、本当は問題にされねばならないだろう。

---

<sup>16</sup> 山室信一『思想課題としてのアジア—基軸・連鎖・投企』岩波書店、2001年、第5章を参照。

<sup>17</sup> この観点から、琉球処分を含めた沖縄近代（思想）史研究の再検討の必要性を説き、実践する優れた研究として、與那覇潤「『日琉同祖論』と『民族統一論』」『日本思想史学』第36号、2004年、同「『民族問題』の不在—あるいは『琉球処分』の歴史／人類学」『文化人類学』70-4、2006年を参照。

## 第2節 維新政権の中央集権化と地方制度

### 1 近世の「藩」について

日本が明治維新を迎えるまでの近世の琉球は、一方で中国（明・清）との間に冊封朝貢関係を結ぶ王国であったが、他面では「附傭」と表現される薩摩（薩州）島津氏の実質的支配の下に置かれていた。また、この島津氏との関係によって、いわゆる徳川「幕府」へも「江戸上り」と称される使節派遣が慣例化していたが、前者はその琉球王国を基本的に「異国」＝外国として扱い、国王使臣には客礼をもって接遇した。

歴史学は、このような近世琉球の特有かつ微妙な地位を、従来から「日清両属」と呼び慣わし、近年では「幕藩体制の中の異国」などという表現が用いられている。本稿では、近世の琉薩関係にまで遡ったり、東アジア国際秩序にまで考察の射程を拡げる紙幅の余裕はないが、しかし、琉球処分期という近代への移行期の歴史を考察する場合には、われわれが自明の如く使っている歴史用語自体が、歴史の産物なのだというところにある程度自覚的であることが求められているように思われる。

例えば、「日清両属」にしても、それは明治政府が自己の都合に合わせて用いた語で、その概念を用いることの簡便さは否定しないとしても、それによって歴史の実態が覆い隠されてはならない。すなわち、琉球の薩摩との関係が結果として、明治維新後、琉球が日本に併合される歴史的条件になったのは確かだとしても、しかし、その当時すでに「日清両属」、正確には「日本」にも属することが国際的に承認されていたわけではなかった。琉球は、清朝を頂点とした東アジアの華夷秩序のなかの属国ではあったが、薩摩との関係はその清朝に対しては隠蔽され続けており、また諸外国（米仏蘭）からは独立国として扱われて、日本と同様に幕末期には条約体制に組み入れられていたのである。薩摩

島津氏の「附傭」であったこと、あるいはよく言われるように、「薩摩藩」の「実質的支配」を受けていたことが、なぜ「日清両属」ということになるのか。

あるいは、「薩摩藩」の実質的な支配にしても、確かに慶長の侵略以来、琉球は島津氏に服従し、忠誠を誓わされ、相当に高率の搾取を受けていた（また、「江戸幕府」も島津氏への領知判物において薩摩・大隅・日向三国に「此外」として琉球国を加え、その「附傭」を承認していた）が、しかし、その「薩摩藩」なるものを一つの組織体として認識し、琉球の支配権がその組織体自体にあったかの如く語られるとすれば、そこには大きな問題が伏在しているとせねばならない。近世の琉球は、はたして「薩摩藩」の支配下にあったのか。あるいは、そもそも江戸時代に「薩摩藩」は存在したのか。さらには、「幕藩体制」内の「異国」というが、近世に「幕府」や「藩」が本当に存在したのか。

いささカラディカルな問い、というより、一見、デカルト的懐疑の真似事が、放恣な暴論のようにささ響くかも知れないが、本稿の主題である琉球処分、あるいはその端緒としての藩王冊封の問題を考える場合には、一旦はそのような懐疑的問いをくぐり抜けることも無駄ではないように思われる。

近世（江戸時代）の政治体制を、歴史学では一般に「幕藩体制」と呼んできた。本稿でも便宜上、「幕府」や「藩」の語を用いることがあるが、しかし歴史学が自明の如くそれらを用いるからと言って、当時を生きた人々もそうだったと考えるのは必ずしも正しくない。意外に思われるかも知れないが、じつは江戸「幕府」は、「幕府」や「藩」という呼称を一度も公式には使用していない。

たしかに、言葉としては、それらは江戸時代の中期以降、一部の儒学者や後期水戸学で使用され、その末期（幕末）における「大政委任」論の浮上や、特に「王政復古」後の明治期におけるその（王政復古の）イデオロギーを背景に、急速に普及したが、それが公式に用いられたのは、あくまで明治時代になってからのことであった。その意味で、それらは「皇国史観」の成立と普及に密接

に関連した言葉で、明治以降の学校教育の助けによって、国民の間に完全に定着した用語であった。

そのような概念史的諸問題をいち早く指摘したのが、渡辺浩『東アジアの王権と思想』であった。その序「いくつかの日本史用語について」において、渡辺氏は、「現在のように『幕府』という語が一般化したきっかけは、明らかに、後期水戸学にある」とした上で、後期水戸学者たちがその語を用いた理由について、「〔それは〕徳川政権があくまで京都から任命された『將軍』の政府であることを強調するためである。そしてその正統性根拠を（一般に『皇国』の自己意識が強まる中で）明確化し、体制を再強化するためである。『幕府』とはそれを意図した、正に為にする政治用語だった。」<sup>18</sup>と述べている。文中の「体制を再強化するため」とは、もちろん京都の権威を利用した徳川政治体制（いわゆる幕藩体制）の再強化を意味する。幕府の語はそうした政治用語として使われはじめたが、やがてその機能を転換し、尊皇倒幕派の「大政委任」論や「王政復古」イデオロギーに仕える用語となったのである。

渡辺氏は、このような後期水戸学的解釈に縛られることなく、近世における江戸と京都という二つの王権の（近世の間で大きく変化した）関係を実態に即して正しく見ていくには、「幕府」に代えて「公儀」（また「朝廷」に代えて「禁裏」と呼ぶことが適切としている。

同様の問題意識から三谷博氏は、『19世紀日本の歴史—明治維新を考える—』において、「近世の国家は、明治以降と異なって、公儀と禁裏という二つの中心と二百数十の小国家からなる複雑な構造をもっていた。……近世の国家はしばしば『幕藩制国家』とか『幕藩体制』と呼ばれてきたが、ここでは使わない。それは、渡辺浩が述べるように、近世に生きた人々が幕府や藩や朝廷という言葉をほとんど使わなかったからである。幕府や藩は幕末に急に使われるように

---

<sup>18</sup> 渡辺浩『東アジアの王権と思想』東京大学出版会、1997年、3-4頁。

なり、明治に定着した呼び名で、それ自体が明治人の近世の評価を示している。」<sup>19</sup> と述べ、少なくとも幕末期以前にまでそれらの語を遡及して適用することには、批判的である。

話を「藩」に戻すと、渡辺氏が「『藩』の語は、江戸時代においては公式の用語ではなく、明治二年（1869）の『版籍奉還』からその二年後の『廃藩置県』までの間、公式の名称であったにすぎない。一般化したのは、十八世紀半ば以降である。」<sup>20</sup> と端的に述べるように、藩の語は江戸の中期以降、言葉としては一応流通していたが、近世を通じて公式の制度としては存在しなかった。当時の大名領の公称は、「領分」「領知」「知行所」、「大名」すなわち「諸侯」の家臣（団）は「（御）家中」「家臣」が一般的で、のちに「藩士」の語や、また「薩藩」「長藩」などの固有名詞も用いられたが、けっして公称ではなかった。

そもそも「藩」の語は、古代中国の周代に王室を護衛する諸侯や、皇帝から領地を与えられていた諸侯を「藩屏」や「藩鎮」と称したことに由来し、漢代から清朝に至るまで使われてきた封建制的呼称であった。この漢語呼称としての「藩」の語が日本でも用いられるようになった理由について、『日本史辞典』の「藩」の項目（藤野保執筆）は、「江戸時代中期以降、幕藩体制を中国の封建制になぞらえて、諸大名を幕府の藩屏と意識するようになってから、藩の呼称が用いられるようになった」<sup>21</sup> とする。中国古語としての「藩」は「藩屏」（元々の意味は、庭や広場を囲む間垣）と同義で、転じて帝室・朝廷を守護する者としての諸侯や、さらには諸侯の支配する領地（藩国・蕃国）を意味したが、徳川政治体制が盤石化し、その下で儒教的教養が広がることによって、諸大名＝諸侯を「幕府の藩屏」と意識するようになったことが、藩の語が使われ始めた第1の理由であった。

<sup>19</sup> 三谷博・山口輝臣『19世紀日本の歴史—明治維新を考える—』放送大学教育振興会、2000年、37頁。

<sup>20</sup> 渡辺浩、上掲書、8頁。

<sup>21</sup> 藤野保他編『日本史辞典』朝倉書店、2001年、388頁。

第2に、先の『日本史辞典』の指摘する大名領の領国経済的自立化や、渡辺浩氏が指摘する次のような大名統治組織の変容なども、その語の普及に与ったものと思われる。

「それは、単に言葉だけの問題ではなかったであろう。……その背後には、江戸時代の武士たちが『主君に仕える武者』から、『藩』に勤める役人へと変身したという事実、その組織の在り方も、いわば個人的忠誠関係の束から、一種の株となった『家』々の連合体へと変質したという事実が、あった。その新しい状況に対応して、新しい語が必要になり、たまたま（例えば『鎮』ではなく）、『藩』が採用されていったのであろう。」<sup>22</sup>

藩の語に関して第3に留意しておくべきは、「幕府」の場合とも類似して、19世紀にはその語の普及と同時に、その内容や機能に一定の方向転換が起こることである。例えば、藩の語をいち早く用いた新井白石の著述『藩翰譜』（1701年）では、万石以上の武家（大名）は徳川將軍家の「藩屏」たるべき存在とされていた。しかし19世紀になると、藩は「將軍の藩屏」というより、京都の「天子の藩屏」としての意味を帯びてくるようになる。それは、王政復古後に（一時的に）制度化される「藩」に連続していく存在であって、同じ「藩」の語でも何を守り固めるか、その意味が転換していくのである。<sup>23</sup>

## 2 「版籍奉還」と「王土王民」思想

戊辰戦争が始まった慶応4（1868）年1月、新政府は旧幕領・旗本領の接收を宣言し、各地に裁判所を設けて統治に着手していったが、同年潤4月21日、「政体書」を発して、朝敵藩の没収地をふくめ新たに政府の直轄となった地域に従来の裁判所に代えて「府」「県」を設置した。この「政体書」において、新た

<sup>22</sup> 上掲書、9頁。

<sup>23</sup> 青山忠正『明治維新の言語と史料』清文堂、2006年、序章。同『明治維新と国家形成』吉川弘文堂、2000年、287頁以下を参照。

に設置された府・県に対し、それ以外の旧来の大名領を「藩」と表記したことが、藩の語が官制として登場した最初であった。

政体書は、太政官（七官制）制度の整備を規定するとともに、地方を政府直轄の府県とその他の大名領の藩に三区区分し、府には「府知事」、藩には「諸侯」、県には「知県事」を置いている。それは、基本的には藩体制を温存するものであったが、地方統治の一定の統制を志向した規定をも含んでいた。その第9条に、「一、各府各藩各県、其政令を施す、亦御誓文を体すへし、唯其一方の製法を以て、他方を慨する勿れ、私に爵位を与ふ勿れ、私に通宝を鑄る勿れ、私に外国人を雇ふ勿れ、隣藩或は外国と盟約を立つる勿れ、是小権を以て大権を犯し、政体を紊るへからざる所以なり」と規定するように、府県と並列して藩治の原則を示したのである。

こうした政府による藩政の統制への方向性は、明治元年（慶応4年9月8日に明治と改元）10月28日、「藩治職制」の公布によって、さらに明確なものになる。それは「天下地方、府藩県三治に帰し、三治一致にして御国体可相立」として、いわゆる「府藩県三治一致」を標榜し、各藩に諸制度の整備統一と人材登用を促した。留意すべきは、その第4条に、諸侯の家政と藩政（「藩屏之機務」）との分離を指令していることである。

明治2（1869）年1月20日、薩長土肥の四藩主、すなわち正確には「毛利宰相中将・島津少将・鍋島少将・山内少将」は連名で、「版籍奉還」を上表した。内容の再確認のため、引用しておこう。

「臣某等頓首再拜、謹案ずるに朝廷一日も失ふ可からざる者は大体なり、一日も仮す可らざる者は大権なり。天祖肇て国を開き、基を建玉ひしより、皇統一系万世無窮普天卒土其有に非ざるはなく、其臣に非ざるはなし。是大体とす。且与へ且奪ひ、爵禄以て下を維持し、尺土も私に有すること能はず、一民も攘むこと能わず、是大権とす。……抑も臣等居る所は即ち天子の土、臣等牧する所は天子の民なり。安んそ私に有すへけんや。今謹て其版籍を収めて之を上る。願くは朝廷其の宜に処し、その与ふ可きは之を与え、其奪ふ可きは之を奪ひ、凡列藩の封土、更に宜しく詔命

を下し、之を改め定むへし。而して制度・典型・軍旅の政より戎服・機械の制に至るまで悉く朝廷より出て、天下の事大小となく皆一に帰せしむ可し。然後に名実相得、始めて海外各国と並立つ可し。是朝廷今日の急務にして又臣子の責なり」

このように、版籍奉還の建白は「王土王民」思想、すなわち日本全体の版＝土地と籍＝人民は本来天皇のものという思想に基づいて、各自の領主権を天皇に返還するという申し出であった。後に見るように、琉球問題に関する大蔵省建議は以上のような王土王民の思想、すなわち土地人民は本来天皇の所有で、その「私有」は認められないという版籍奉還の論理に立ったものであった。

右のことと関連して留意すべきは、建白が「毛利宰相中将」「島津少将」などの連名で上表されているように、彼らがあくまでも諸侯（封建領主）として「版籍を収めて之を上る」という建前がとられていることである。

そして最後に、「凡列藩の封土、更に宜しく詔命を下し、之を改め定むへし」と述べるように、そこには、徳川幕府が倒れて将軍から給付された領主権の法的根拠が薄弱化していくなかで、あらためて天皇の名でその再保障を受け、權威の再確立をはかりたいという諸侯の期待も込められていた。すなわち、建白書は、王土王民の理念と領主権の再交付という、原理的に突き詰めれば相矛盾するような二つの部分から成り立っていたのである。

ところで、この版籍奉還建白に向けて四藩の連携がなる具体的経緯については多くの関連書があるので、ここでは省くが、その上表文を起草したのが誰であったかについては論及しておくに値する。建白に至る版籍奉還論の形成では、周知のように、長州藩の木戸孝允らとともに、大久保利通らの薩摩藩の動きが重要な役割を果たしていた。その大久保とともに、薩摩藩で建白に向けて動いていたのが小松帯刀、伊地知貞馨、吉井友実らであった。建白書の起草は薩摩藩が担当したが、その中で直接起草を行なったのは伊地知であった。<sup>24</sup> この伊地

<sup>24</sup> 小松帯刀より大久保利通宛書簡（明治2年1月11日付）に「土地人民御返上云々御建白」の起草の件について、「右二就而は兼而御承知通伊地知専受二相成居」とある。『大久保利通関係文書』三、254頁。

知貞馨（壮之丞）こそ、後に鹿児島県官として琉球の担当責任者となり、その後も琉球管轄の異動に合わせて、同県から外務省、さらには内務省官吏に籍を移して担当を続けることになる当の人物であること、このことは十分に留意されてよい。<sup>25</sup>

話を戻すと、前述のように四藩の建白書に、天皇による領主権の再交付を匂わせる一文が挟まれていたこともあって、その他の諸藩・諸侯もまた勤王を競い合い、自己保全と権威再確立を計ろうとして次々に追随し、5月までに261藩が奉還を申し出た。

天皇政府は、同年6月17日以降、提出された版籍奉還の上表を聴許し、諸侯＝各藩主をそのまま「知藩事」に任命するとともに、未申請の藩には奉還を命じ、全国274藩の版籍を回収して知藩事の任命を行なった。奉還の代償として、天皇による領主権の再確認を期待した諸侯の願いは結局叶えられなかったが、しかし彼等は自ら奉還を申し出たことで、王土王民思想を公式に認めた形になり、ここに廃藩置県への重大な一歩が画された。

このように版籍奉還の最大の意義は、諸侯（＝藩主）の個別領有権が否認されたことにあった。彼らは引き続き「知藩事」に任命されたが、法制上はもはや封建領主ではなく、政府の地方官であった。旧来の領地は「管轄地」と呼ばれ、知藩事はその天皇の土地たる地方行政区画を管轄する地方長官となったのである。このとき、藩名は居城（藩庁）所在地を冠するように定められ、「鹿児島藩」や「山口藩」などが正式名称となった。公式の制度としては、歴史上、「薩摩藩」や「長州藩」などといったものは存在しなかったのである。

また、公家・諸侯の称が廃されて「華族」と改称され、いわゆる「皇室の藩屏」化がはかられている。

---

<sup>25</sup> 伊地知貞馨が「版籍奉還」の起草に関わったことは、従来の琉球処分研究では一切触れられていない。伊地知貞馨と奈良原繁が明治4年10月に共に鹿児島県「伝事」に登庸され、うち伊地知が琉球の担当責任者に任じられていることについては、『鹿児島県史料』忠義公史料第7巻、1979年、237頁を参照されたい。

次いで6月21日に出された「諸務変革令」では、家老以下の旧来の家臣団(藩士)はすべて「士族」に改められ(12月、下級士族を卒とする)、旧来の藩主と藩士との主従関係が制度的に否認された。また、知藩事の家禄を藩の歳入の十分の一に定めて、明治元年の藩治職制で打ち出した藩主の家政(家禄)と藩政(藩庁経費)の分離をさらに明確化した。

このように版籍奉還後、藩は府県と並んで正式に地方制度として位置づけられるとともに、政府も府藩県三治一致を標榜して、急激な変革による摩擦を警戒しながらも、徐々に藩政の統制を進めていった。しかし、この段階ではまだ藩体制の解体を意図するまでには至っていない。維新政権の権力基盤は財政的にも軍事的にもいまだ脆弱であり、むしろ藩体制を維持し、藩政の全国斉一化を計りつつ、自らの権力基盤の強化に役立てようとしたのである。

### 3 「廃藩置県」前後の鹿児島

明治4年7月14日、「廃藩置県」が布告されて、各知藩事は免官となり、新たに東京府貫属、すなわち東京居住が命じられた。その時は、旧藩がそのまま県になったため、全国に3府302県が置かれた。廃藩置県は急速に決行されたため、いまだ県治の規則も一定していなかったため、7月19日、政府は県治一般の規則制定までは新県の庶務は旧藩大参事が処決し、重大な案件は朝裁を受けるべきことを布告した。すなわち、置県後も当分は旧藩当時の施政のままに置かれたのである。しかし、この間にも政府は着々と県治実施の準備を進め、まず県の統廃合を断行し、11月22日までに全国を3府72県に再編した。同月27日には「県治条例」が發布され、ここによく県治の体裁が一応整った。

鹿児島県は、旧藩領をそのまま継承したが、11月14日発布の西海道諸県の統廃合で、薩摩・大隅・日向の三国にあった7県が廃され、新たに鹿児島・都城・美々津の3県に再編されたことにより、管轄区域を大幅に縮小された(ただし、

都城・美々津両県の県令には旧藩士が任命され、鹿児島士族が勢力を失ったわけではなかった)。その後、明治5年5月、大隅国の2郡が都城県から割かれて鹿児島に合され、旧藩域の幾分かが回復された。すなわち、明治5年後半の時点での鹿児島県の管轄地域は、旧藩領のうち薩摩一国と大隅の3郡に、琉球が含まれていた。そして同年9月には琉球藩王冊封があって、琉球は同県の管轄を離れることになるのである。<sup>26</sup>

さて、一般に、廃藩置県に至るまでの薩摩／鹿児島藩は、新政府の確立と中央集権政策の最も主要な推進勢力の一つであった。版籍奉還、諸侯封地の一部返上、親兵差出などをして、中央政府の権力基盤の強化と諸藩割拠の打破に協力した。また藩内においても、政府の諸改革に前後して、独自に諸制度の改革が押し進められた。特に、戊辰戦争から凱旋帰藩した下級武士たちは急進的改革を要求し、藩の上層部も彼らに妥協して、兵制や禄制の改革など藩政全般にわたって大幅な改革が行なわれた。

しかし他方で、中央集権化政策にもっとも反発したのも鹿児島であった。特に廃藩置県に前後する時期、士族の特権が次々と廃止されるに及んで、鹿児島はそれ以上の改革は阻止する方向に転換していく。藩内で勢力を保持していたのは知藩事島津忠義の父久光であったが、その久光は廃藩置県の報が届いた夜陰、邸内で花火を打ち上げさせ、鬱憤を晴らしたという。<sup>27</sup> 久光や門閥はそれ以前から、藩士に様々な犠牲を強いる諸改革を押し付けてくる中央政府に対してだけでなく、藩内の下克上の状況にも批判的で、急進的改革を要求する下級武士（士族）と対立した。その激しさには藩政改革のため一時帰藩を求められた大久保でさえほとんどお手上げで、実は、その時の対立のために、藩の首脳部にいた伊地知貞馨と奈良原繁も一時は藩職から罷免されているのである。<sup>28</sup>

<sup>26</sup> 制度改正等を含め、鹿児島県の歴史や特色については『鹿児島県史』第3巻、1939年、1974年復刊、原口虎雄『鹿児島県の歴史』山川出版、1973年、原口泉他『鹿児島県の歴史』山川出版、1999年、などを参照。

<sup>27</sup> 『鹿児島県史料』忠義公史料第7巻、前掲、987頁。

国父の久光は、西郷や大久保のような下級武士出身者が明治政府の中枢に座り、次々と改革策を出すことに不満で、大久保や西郷を恨み、彼らと対立した。また、改革で犠牲を強いられた下級武士の政府に対する不平もますます高まり、彼らと久光は政府に不満を持つ点では共通したが、禄制整理や人材登用の藩政改革では両者は対立した。下級武士の信望を集めていた西郷は、政府中枢の大久保と彼らの対立の矢面に立たされ、また大久保のように維新官僚に容易く脱皮することもできず、新政府と旧主への二重の忠誠の矛盾にしばしば苦しめられた。こうした対立要因や困難を内部に抱えながら、すでに廃藩置県の時点で鹿児島は、中央政府からすれば、容易に統制の及ばない最大の難治県と化していたのである。

後述のように、全国の廃藩置県後、琉球は藩から県に変わった鹿児島の管轄下に継続して置かれたが、琉球藩王冊封の当時の鹿児島県は、このように維新変革の最も主要な推進勢力であるとともに、これに最も強力に抵抗した勢力でもあるという、いわば二重の顔をもった存在だった。琉球問題との関連では、この後者の守旧的側面、すなわち廃藩置県を貫通する鹿児島の連続的性格を看過してはならないだろう。東京居住や政府への出仕を求められた久光は、病気を口実に鹿児島を動こうとせず、また、全国の他の諸県では、廃藩置県後は直ちに他県出身の長官が任命されたが、鹿児島は数少ない例外の一つで、県知事(のち県令)を欠いたまま、地元出身の県参事大山綱良が県の長官を続けていた(後に大山は西郷とともに私学校を援助し、西南戦争にも関与して県令を罷免、処刑される)。もともと士族率が高く、膨大な士族を抱えていたこともあり、県官で地元出身者の占める比率が最も高かったのも鹿児島であった。<sup>28</sup> また、藩兵制度を廃止し新たに全国に4つ置かれた鎮台のうち、西南諸県を管轄した鎮西

<sup>28</sup> 松尾正人『廃藩置県の研究』吉川弘文堂、2001年、151頁以下を参照。

<sup>29</sup> 大島美津子「大久保支配体制下の府県統治」『近代日本政治における中央と地方』日本政治学会、1985年。

鎮台では、鹿児島士族が佐賀士族とともに勢力を独占していた。<sup>30</sup>

### 第3節 鹿児島県による琉球管轄の継続

#### 1 廃藩置県後の琉球王府

日本（本土）における維新时期の諸変革は、薩摩在勤の琉球官吏からの情報として琉球王府にも伝わり、一定の危機感をもって受け止められていた。しかし、ペリー来航以来の徳川体制（幕藩体制）の動揺を経て、国内の諸侯・諸藩が従来の政治体制の再編・変革という課題への対応を自らの問題として受け止めていったのに対して、勿論、琉球がこのような日本国内の問題に関わっていく条件は当時としては存在しなかった。当時の琉球は、実質的には薩摩島津氏に従属しつつも、表向きはあくまで独立した王国であった。そのため、琉球もまた、同じ時期に米・仏・蘭の諸外国との条約の締結を強いられたが、それらを自らの「国難」として受け止めることはあっても、幕末・維新时期の日本国内の政争に積極的に関与しうる政治主体として自らを理解することなど、あり得ようがなかった。

しかし、さすがに「廃藩置県」の前後ともなると、鹿児島駐在の琉球官吏は「頻りに書を飛ばして時勢を警告した」<sup>31</sup> という。すなわち、日本中央の変革が琉球に影響することを懸念する危機感が醸成され、明治4年9月、その影響波及に備えて王府内部でも衆議がなされたが、その結論は、できるだけ現状維持に努めるということだった。東恩納寛惇の『尚泰侯実録』によれば、「衆議の決

<sup>30</sup> 大島明子「廃藩置県後の兵制問題と鎮台兵—外征論との関わりにおいて—」（黒沢文貴他編『国際環境のなかの日本』芙蓉書房出版、2001年、所収）を参照。

<sup>31</sup> 東恩納寛惇『尚泰侯実録』1924年初版（『東恩納寛惇全集2』第一書房、1978年、所収）321頁。以下、同書については全集の頁数を記す。

する所、其一に曰く、琉球を以て今後新政府の直轄と為すの議あらば、陳情是を謝し、旧に依って薩摩の附庸たることを請うべし。」「其の第二に曰く、第一義已に適はずして、朝廷の直轄とならば、せめては、薩摩の管下に在って、其の指揮に従い、朝廷への御勤をすべし。」その他、数項目の決定がなされた。<sup>32</sup>

上の衆議の第一にいう新政府の「直轄」となるというのは、もちろん、新政府が「政体書」の段階で旧幕領・旗本領などの直轄地に府県を設置したのと同様に、琉球を府ないし県となすという意味ではなく、旧来の薩摩・徳川との関係（御取合同）が新政府に移ることであって、そのような話があっても琉球側としては陳情して謝絶することにし、それが叶わない場合はせめて鹿児島県の管理指揮下で「朝廷への御勤」を行なうようにしたい、というのである。

このように、「廃藩置県」前後の時点で、琉球王府には、従来の鹿児島との関係が「朝廷」に移されることについて、その蓋然性への予感と、それゆえにまた一定の危機感が存在していた。しかし、それは新たな未知の事態が生起するかも知れないという程のものであって、たとえそのような関係変更が生じたにしても、琉球王国の存続、すなわち琉球が独立した政治単位で在り続けることは当然視されていたと言ってよい。このことは、先述の衆議の結論に「其の第五に曰く、五島若し朝廷の直轄に転属する等の事あらば、具状して復古を請うべし、彼の諸島もと琉球の所属にして、一時薩摩に隸したるに過ぎず、一新更始の際、公道の御吟味あって可なるべければなりと。」<sup>33</sup> というのが含まれていたことから窺い知ることができる。王政復古で「一新更始」の今、琉球としては現状維持に努めて危険を避ける一方で、もし可能なら慶長以来、薩摩に奪われていた奄美諸島を還して貰おうというのである。

琉球は明治4年7月の廃藩置県後も、暫定的に鹿児島県の管轄下に置かれた。

<sup>32</sup> 同上、321-22頁。

<sup>33</sup> 同上、322頁。

この鹿児島県による琉球の管轄は、5年9月の琉球藩王冊封によってその関係事務が外務省に移されるまで、結果的には1年余り続いたが、これが暫定的措置だったことに変わりはなかった。というのも、後述の政府内の諸建議などに見られるように、琉球問題が何らかの措置着手を要する課題であるとの意識は、政府内でもすでに持たれていたからである。<sup>34</sup>

政府内の諸建議では、後述のように、琉球が「日清両属」の曖昧な地位にあり、その曖昧さを解消するということが論策の出発点となっていた。その意味では、琉球の帰属問題が日清間の国際関係にも係わる問題であるとの認識は広く共有されていたことになる。しかし、その琉球問題が「廃藩置県」後という時点で浮上してきたことには、たんに対外的配慮だけでなく、むしろより大きな要因として国内の中央集権化に関連した原理的問題があったと見なすべきであろう。

## 2 鹿児島県の琉球管轄の根拠

その原理的問題とは、鹿児島県の琉球管轄の権限の根拠、あるいは鹿児島県を介して天皇政府が琉球王国を管下に置くことの大義名分＝正統性根拠がきわめて薄弱なことにあった。法理的に言えば、全国的な「廃藩置県」によって旧大名の領主としての地位と封建的領有権は最終的に廃止されたのであるから、本来なら島津氏の琉球に対する一切の権限も廃止され、琉球が鹿児島県の管下に置かれる理由も、遅くともその時点で消滅したと解することができたはずだからである。

あるいは、別の解釈として、それに先行した「版籍奉還」の時点で、島津氏

<sup>34</sup> 既知のことだが、すでに岩倉使節団の調査事項として、「樺太境界之事」「竹島同断」などと並んで、「朝鮮交際始末の事」「琉球同断」が挙げられ、朝鮮と同様、琉球との（幕府から朝廷への権力移行に伴う）関係再編が明治政府内で問題意識化されていたことを窺わせる。日本史籍協会編『岩倉具視文書』七、308頁、306頁。

の封建的領有権の一部として、琉球の版籍も朝廷に返還されるべきだったが、明治政府や島津氏の怠慢で現実には返還の手続がなされなかったにすぎないという見方が成り立ち得るかも知れない。しかし、版籍奉還の建白は、先にも見たように、明治政府の有司と薩長土肥の四藩の連携工作の結果であり、政府や薩摩藩の有力者がその論理的帰結を知らなかったことはありえない。

四藩の建白が成るにあたっては、それに先行して木戸孝允や伊藤博文、大久保利通、寺島宗則、伊地知貞馨などの意見書や建白があり、諸藩で版籍奉還論が徐々に醸成されていた。それらの提案では、当時の「郡県」対「封建」論争をも承ける形で、「王土王民」理念に立ち返ることは、古代律令国家の郡県の原則に立ち戻ることでありということが共通の考え方になっていた。<sup>35</sup> すなわち、四藩建白書のように神武創業の古とは言わないまでも、それらの意見書や建白書で繰り返し現われる表現でいう「鎌倉以前」の段階への復古という思想である。<sup>36</sup> それは「王政復古」の理念を中央主権の次元からその下での地方支配権の次元にまで拡大したものであるが、そこで奉還の対象として想定されているのは、あくまで本来の「王土王民」、すなわち古代天皇支配の対象であった土地人民であり、それらのみであった。すなわち、たしかに全国諸藩のほとんどの奉還建白書には、天皇による「領主権」の再保障への期待が直接間接に書き込まれていたが、その前提として「版籍」が奉還される理由とされたのは、それまで領知判物を給付してきた徳川将軍家（江戸幕府）が廃されたからというより、それ（全国の版籍）が本来、万世一系の天皇家の所有である（とされた）からなのであった。

一般に、歴史学は、後代から過去を解釈するので、封建制の時代から近代日本への移行を画す「版籍奉還」や「廃藩置県」について、江戸幕府が倒れて天

<sup>35</sup> 浅井清『明治維新と郡縣思想』敵南堂書店、1939年。

<sup>36</sup> 例えば、鹿児島関連のものとして、明治元年の封土献上願い「島津忠義請願書」『鹿児島県史料』忠義公史料第5巻、1978年、130-131頁、同じく明治元年の「伊地知壯之丞意見書」『岩倉具視関係文書』八、日本史籍協会、126頁を参照。

皇を中心とした近代的明治国家が誕生したので、封建的領主権を天皇に返還する形で集権化の前提が作られ、次いで江戸時代以来の封建制的「藩」を廃し、近代的な地方行政単位として「県」を置いたのだ、と教えてきた。日本史の記述としてはまだ良いとしても、少なくとも琉球・沖縄史を書くときには、そのような平板で外在的な歴史記述の陥穽には十分に自覚的でなければならない。すなわち、主権国家としての近代日本は天皇主権の国家として成立したこと、その主権の及ぶ範囲は古代日本の朝廷が支配した土地と人民（その末裔）の全てなのだという建前から出発したのだということを、その出発の時代に内在して理解すれば、古代の大和朝廷の支配権が琉球を包摂していたことが当時において自明視されていたのでない限り、「版籍奉還」で琉球の土地人民も島津氏から天皇政府に返還された（されるべきだった）との解釈は成立のしようがない。ましてや、独自の国家形成の歴史、独自の建国神話と文化を持っていた琉球王国の側に、その版籍（土地・人民）が皇国日本の「王土王民」に包摂されるとの思想が成立し、あるいは受容されるはずのなかったことは言うまでもない。

いずれにせよ、版籍奉還・廃藩置県という法制的・法理的には深い革命的断絶を含んでいたはずの変化にも関わらず、鹿児島県は旧藩事務の一環として琉球の管理を続けたのである。暫定的であれこうした事実行為が生じたのは、一つには中央政府の側で新たな県治規則の整備が遅れたことにもよるが、他方では難治県の鹿児島を容易に統制できなかったことが大きかったであろう。明治4年11月の大幅な府県統廃合の実施に際して、政府は鹿児島県の管轄区域に琉球を入れ、管轄継続をとりあえず再確認している。<sup>37</sup>

他方、鹿児島と琉球の両者の側でも、現状維持へのある種の利害関心の一致があったことにも留意されねばならない。琉球の管轄がどうなるかは、鹿児島県の歳入に直結する問題でもあっただけでなく、士族層の自負や名誉心に関わ

---

<sup>37</sup> 『鹿児島縣史』第3巻、前掲、695頁。

る側面もあったであろう。逆に、琉球の側から鹿児島を見れば、先述のように、同地には島津久光を頭目とした島津家や一門が物理的にも現存し、門閥・士族の守旧的勢力の存在も大きかったこと、中央政府における西郷や大久保を頭目とする藩閥の存在感はもとより、地元においても県官や鎮台において旧藩士族勢力とその「武威」が失われることなく存続したこと、等の事情があり、制度的変化にも関わらず、基本的には連続性の印象をもって受け止められたことであろう。そのため、鹿児島との現状の関係を維持して危険を避けることを琉球としても望んだといえよう。

廃藩置県後の明治4年10月、琉球王府は鹿児島在の琉球館官吏に宛てて

「日本御変革付て御当地は朝廷の御支配被仰付御模様由……若又薩州鎮台従四位様従三位様には不仰付他県の衆より被仰付候共右通薩州は、国用の便利海路の最寄旁最上の所にて、いつれの筋是迄通薩州江渡船諸事彼鎮台御差函を以て朝廷江の御勤御座候方に無御座候て不叶候間、彼是時機に応じ都合能取計何分可被申越候」<sup>38</sup>

という訓令書を発している。「日本」では廃藩置県の変革があったようだが、もし薩摩（鹿児島県）の管轄者に島津久光・忠義ではなく、他県出身者が任命されても、これまで通り薩摩との関係を維持し、その指揮下で朝廷への御勤めも行なうようにしたいので、そのような心積もりで適宜取り計らうように、という訓令である。琉球王府も「日本」での変革の意味は理解していた。しかしそれはあくまで日本国内の変革であって、琉球王府が関心を寄せるとすれば、その火の粉が自国に及ぶことを避けること以外にはなかっただろう。

廃藩置県から半年後の明治5（1872）年1月、鹿児島県庁は、日本本土での諸変革の事情を伝え、また王府の弊政改革を指導するために、伊地知貞馨と奈良原繁を琉球に出張させた。あの四藩の「版籍奉還」建白書を起草した伊地知である。伊地知と奈良原は、戊辰戦争後の藩政改革で、藩の上層部と凱旋した下級武士層との対立に巻き込まれ、明治2年2月に役職を免じられて一時失脚

<sup>38</sup> 『尚泰侯実録』前掲、322頁。

した後、4年10月、県の「伝事」に再登用され、「奈良原は旧知藩事の役職を兼ねしめ、其の処分に当らしめ、伊地知は専ら琉球の処分に当」<sup>39</sup> ることになった。来琉した伊地知・奈良原は、摂政・三司官に面会し、琉球が鹿児島県の管下となったので安心してよい旨を伝えるとともに、従来の島津氏への負債（「冠船到来其他従来之拝借金」）は返済を免除するので、これを士民の救済にあてることを通達し、かつ庶政の改革を促している。

その折に、伊地知らが琉球王府の摂政・三司官に手交した口上手控書は、この時期の微妙な状況を伝えて興味深い。それによれば、彼等は、「全体琉球之儀、表向は支那の附庸に候へ共、現実本朝附庸之國に相違無之、中古以来貢獻等の事旧史に相見得」<sup>40</sup> 云々と述べ、琉球が薩摩島津氏の附庸だっただけでなく「本朝附庸之國」でもあることを改めて弁じ立てているが、そこでは、琉球が「表向き」＝国際的には「支那の附庸」であることは双方自明の了解事項であることが前提されている。もっとも、「支那国か帝と申し候ても、元来満州人種にて畢竟孔孟之不許所に候、殊に西洋各国諸所に入込之現今、英国辺と閑隙相生し居、他日何様之形勢に立到り可申哉、宇中一般變遷之時節、能能御勘辨在之度」と、清国の困難な現状について付言もしている。

さらに現今の日本の状況については、伊地知らは次のように説明している。

「御變革之今日に至り朝廷よりの御対偶従前と相変訳無之、増御撫育之事に候得共、情合不致貫徹候ては、臨時不都合の事柄無之共難申、幸鹿児島之管轄に属し、其段は御安心の事に候得共、実は度々朝廷より御当所之会釈向国政等之次第逐一取調申出候様被仰渡……各国往来日に開化に趨き候今日に臨み、依然として、旧来之始末而已被相守候ては、島津家代々之御指揮不行届之場に当り被対朝廷如何敷、将他日御当所難題之儀共差越も難計……本朝之例にて申候はば国体迄も都て御變革有之候処、至当之事に候得共右者御容恕を以御斟酌被為在、国体政度之迄通りにいたし、当世態を御汲取、万事易簡之向に適宜之因革有之……此後朝廷御役向より、別段差入に不及、我々共手切にて、折合相付、以来之規則一定いたし候はば、於御当所も、

<sup>39</sup> 『鹿児島県史料』忠義公史料第7巻、巖南堂書店、1980年、237頁。

<sup>40</sup> 『尚泰侯実録』前掲、325頁。

御面倒筋無之、第一我々共奉命之檢相立、仕合之事に候」<sup>41</sup>

この伊地知らの「何々だけれども」を繰り返す幾重にも屈折した説明は、いったい何を意味するであろうか。私見によれば、ここでは、個々の文言以前に、その全体の多重屈折のうちにこそ、鹿児島県が琉球の管轄を続ける権限には正統性の根拠が乏しいことへの彼らの自覚と、過去の武威と打算による支配への後ろめたさの感懐が表現されているように思われる。それは、版籍奉還の論理が琉球には適用できないことの自覚であり、自らが行使している権限が正統な権威というより、究極のところ慶長の侵略という過去の暴力行使に由来するものでしかないという感懐でもあったに違いない。「本朝の例」によって言えば国体までも変更があってよいけれども、という文言の背後には、琉球が「現実本朝附庸之國」であるとしても、本朝それ自体には包摂されていないという彼らの現状認識を看取することができよう。

いずれにせよ、東恩納寛惇によれば、この時の伊地知らの派遣は「懐柔を旨とし、専ら事を情義に訴」えるもので、琉球との摩擦はさほど生じていない。「今奈良原等の言に依れば……島津氏との関係以前の如く、且つ琉球の政体の上にも、何等の因革を施さず、只庶政を易簡にすべし」と言うだけのことだったので、琉球側としても「これ甚だ行ひ易く、且寧ろ冀ふ所なり」として、「王命を奉じて趣旨に順」うことにした。<sup>42</sup> 上の引用文からは、こうした事情だけでなく、鹿児島県から見た朝廷＝政府との距離感や、政府からたびたび琉球の「会釈向」「国政」について実情報告を求められていたことが窺い知れる。『琉球処分』の冒頭に収められた「鹿児島県より差出候琉球一条取調書」（明治4年7月12日付）は、その一つであったのだろう。<sup>43</sup>

<sup>41</sup> 同上、326頁。

<sup>42</sup> 同上、238頁。

<sup>43</sup> 松田道之編『琉球処分』（明治12年）『明治文化資料叢書』第4巻外交篇5、風間書房、1959年、所収、7頁。

### 3 台湾（出兵）問題の生成

前述のように、琉球人の台湾での遭害事件が起きたのは明治4年末であったが、清国の官民によって保護された生き残りの琉球人が福建省から那覇に帰ってきたのは、半年以上もたった明治5年6月7日のことだった。その生還琉球人が帰唐船で那覇に戻った時には、年初より派遣されていた伊地知らもまだ琉球滞在中であった。事情を知った伊地知は王府を介して聞書・届書を取り、鹿児島に戻って該事件のことを県参事の大山綱良に報告した。大山は伊地知からの報告に過剰なまでの反応を示し、周知のように、「問罪出師」（責任を問い処罰するため出兵すること）の建言書を政府宛に提出した。

大山はそのなかで、「琉球国昔より本邦に服属し甚た恭順を尽し」てきたが、「其国遠く南海の中に在り其俗固陋を免れず、皇朝一新の時に至てもその風化及び難」かったので、「今春県下士族伊地知壯之丞その他二名に命じ諭すに朝廷の意を以てし陋習を变革せしむ、国王亦能く其意を奉体し日に開化に赴く」と前置きした上で、その「琉球属島宮古人」を台湾先住民が殺害した「残虐の罪暫くも容るへからず」、よって「綱良皇威に仗り問罪の師を興し彼を征」して「上みは皇威を張り下には島民の怨魂を慰せんと欲す」ので「軍艦を借り」たいと、台湾蕃地への出兵だけでなく、自らがその先頭に立つことまで建言した。大山が軍艦を借りることを申し出たのは、すでに旧藩所有の二艘が政府に献呈されていたからであろう。

この鹿児島県参事大山綱良の激越な建言が台湾出兵論の初出で、建言書の日付は7月28日であるが、大山から建言書を託されて上京した伊地知が外務卿副島種臣に面会して建言書を提出したのが8月14日のことなので、政府首脳部にそれが届いたのは建言書の日付から半月後の8月中旬のことであった。

従来の研究では、この大山による激越な建言書の明治政府首脳部への提出と、次に見る清国滞在中の柳原前光からの該事件の外務省への報告とが、政府内で

台湾出兵論が浮上する契機として重視されてきた。また後述のように、大山から事件を知らされた樺山資紀も急遽上京し、政府の積極的対処を求めて運動しており、確かに9月14日の琉球藩王冊封よりも早い8月中旬には、該事件のことだけでなく、大山建言のような出兵論が存在することも政府首脳部に知られていたことは事実である。しかし、該事件の情報が届くことが即、政府の出兵方針の決定ということになるわけではない。この点では、もっと早い段階で情報を伝えてきた柳原報告についても同様である。

外務大丞兼小辨務使柳原前光は、日清修好条規の改定交渉のため清国天津滞在中の同年4月、たまたま現地発刊の『京報』（4月5日付）で琉球人遭難事件のことを知り、本来の任務である修好条規改定交渉の現況報告のついでに外務省に通知した。ただし、その段階での柳原からの情報は、副島外務卿宛の公信（4月13日付）の末尾近くで、「琉球人清国領地台湾に於て殺害に逢ひ候事に付、閩浙総督より清政府へ伺書京報（京報は我国の太政官日誌の類）にて一見候ゆえ、自然鹿児島県心得に相成り候も計り難きゆえ、訓点を付し差上候」<sup>44</sup>と記して、保護された琉球人の取扱につき福建省の総督から清政府へ提出された伺書の載った『京報』を添付同封したもので、この短い付記のような一文からは柳原が該事件を重大視していたようには思えない。いずれにせよ、台湾を「清国領地」と記し、該事件が外務省ではなく、鹿児島県の懸案となるかも知れないので通知しておくというのが、柳原報告の認識と趣旨であった。

このように柳原報告は、たしかに台湾での琉球人遭難事件の情報は伝えているが、毛利敏彦氏も指摘するように、それが直ちに出兵（論）にまでつながるような重大事件との認識は見られない。<sup>45</sup> もちろん、柳原から報告を受け、また添付された京報を読んだ副島外務卿や外務省首脳部が、柳原とは別様の事態認識に至った可能性まで一概に否定することはできないが、そのようなことを窺

<sup>44</sup> 『日本外交文書』第5巻、258頁。

<sup>45</sup> 毛利敏彦『台湾出兵』前掲、3頁以下を参照。

わせるその後の外務省側の動きを示す史料は見当たらない。かりに外務省が殊のほか事件を重大視するようになったとしても、それは柳原が帰国した7月中旬以降のことであろう。<sup>46</sup> いずれにせよ、後述の「琉球藩王」冊封につき外務省建議がなされた時点（日付は不詳だが、恐らく5月中）までに、台湾出兵が外務省方針となっていた可能性や、ましてやそれが政府の方針として固まっていたことを示すような証拠はまったく存在しないのである。

事実はむしろ逆であったことについては、樺山資紀日記を中心に後述することにして、その前に、5月から6月にかけての時期に提出された政府内の諸建議について見ておこう。

## 第4節 琉球藩王冊封とその意味

### 1 政府内の諸建議

明治4年7月に廃藩置県を断行した明治政府は、その直後には政府機構の改革（太政官三院制の制定）を実施して新たな中央集権体制を確定し、その上で条約改正の予備交渉や欧米諸国の制度・文物を視察・研究するため岩倉使節団の派遣を決定した。同使節団は同年11月にアメリカに向けて出発したが、全権大使の岩倉具視が帰国復命したのが明治6年9月で、1年10ヶ月にも及ぶ長期の視察外遊であった。この間、国内に残って国政を運営した首脳部たちの政府を、岩倉使節団との関係で「留守政府」と呼んでいる。明治5年9月の「琉球藩王冊封」は、この留守政府の下で行なわれた。

---

<sup>46</sup> 柳原前光は、天津滞在中の5月28日、「天津領事メットホルス」なる人物との会話で、彼から「先頃台湾に於て琉球人の殺害に逢ひし事あり、これが欧米各国の事にせば、直ちに軍艦を以て之を責め償金を取るべきなり」と言われたという。『日清交際史提要』（『日本外交文書』明治年間追補第1冊、所収）82頁。

使節団は右大臣の岩倉を特命全権大使とし、参議木戸孝允や大蔵卿大久保利通らも副使として同行したので、留守政府の首脳部は太政大臣三条実美を筆頭に参議西郷隆盛、同板垣退助、同大隈重信、外務卿副島種臣、文部卿大木喬任、大蔵大輔井上馨、兵部大輔山県有朋（後に陸軍大輔）、左院議長後藤象二郎、同副議長江藤新平（後に司法卿）らによって構成された。

国政の最高機関である太政官は、正院・左院・右院の三院からなり、そのうち正院を政府の最高決定機関、左院を議法（立法を審議する）機関、右院を各省間の連絡調整機関とするものであった。正院は太政大臣をその長、左右大臣、参議を正規構成員とし、案件によって他の政府首脳も審議決定に参加したようである。左院は議長以下、十数名から構成されたが、その権限は曖昧で、右院には実質的権限はほとんどなかった。

#### （大蔵省建議）

明治政府内で琉球問題を最初に本格的に政治日程に取り上げた建策として、記録に残っているのが大蔵大輔井上馨の名で出された建議である。この「琉球国の版籍を収めしむる儀」<sup>47</sup>につき、5月30日付（もしくは25日）で正院に提出された大蔵省建議は、この時期に構想された政府内の建策のなかでは、最も急進的に琉球の内国化を説くものであった。

井上はそのなかで、これまでの琉球と薩摩の関係、言語・風俗・地勢・人種などにおける日本との密接な関係に触れた上で、琉球がこれまで中国の冊封を受けその正朔を奉じてきたにも拘らず、日本はその「携式の罪」（二君に仕えるという不臣の罪）を問わないできたが、そのようなことは「百度維新の今日に至りては到底打捨被置候筋」ではないので、従来の「曖昧の陋轍」を一掃して「改めて皇国の規模御拡張の御措置」をとるべきだと主張した。ただし、その具

---

<sup>47</sup> 『琉球処分』前掲、8頁。

体的方法としては、「威力を挾、侵奪の所為に出」るのではなく、「彼の首長」を招致してその「不臣の罪を譴責」し、彼をして「悔悟謝罪、茅土の不可私有を了得せしめ、然後に速に版籍を収め、明に我所轄に帰し、国郡・制置・租税・調貢等、悉皆内地一軌の制度に御引直相成、一視同仁、皇化洽浹に至候儀、仰望御座候条、尚篤御廟儀被為尽度」というのが建議の内容であった。

このように大蔵省建議は、「王土王民論」的発想に立ち、琉球の内国化（＝「皇国の規模御拡張」）を主張するもので、そこでは、事由の詳しい説明や説得によって「不臣の罪」を「悔悟謝罪」せしめ、また「茅土の不可私有を了得せしめ」ることが、琉球の「版籍を収め」ることの前提として想定されている。だが、その前提とされた琉球側を「悔悟謝罪」「了得」させることについて、当の建議者たちがどれほどその現実的可能性を信じていたかは甚だ疑わしく、そのことが版籍を「奉還」させるのではなく、それを「収める」とした所以ではなからうか。いずれにせよ、内地と同じ制度にして「一視同仁、皇化」に浴しめるべく、措置着手に向けて「篤御廟儀被為尽度」というのが大蔵省建議であった。

この大蔵省建議について、まず基本的な点から確認しておくと、そこには台湾での琉球人遭難事件への言及がまったく見られない。この点は、後述の左院答議も同様である。

当時の政府内における大蔵省の立場について言えば、同省は前年に民部省を吸収合併したこともあり、財政のみならず、地方民政をも司る官庁として巨大な権限を有していた。同省は元来、木戸派の勢力が強く、財政の統一という点から版籍奉還や廃藩置県などを歓迎し、集権政策に熱心で、内治優先論の意見が強かった。その点では、兵制の統一という目標から、兵部省や改組新設された陸軍・海軍両省も同じような傾向にあった。大蔵卿は大久保利通であったが、この時は岩倉使節団の副使として外遊中で不在であったので、大輔井上馨が省務を握っていた。

大蔵省井上建議が、王土王民論 (= 「茅土の不可私有」) 的発想に基づいて版籍回収を主張したのは、井上や同省勢力の以上のような性向による点が大きかったであろう。だとすれば、大蔵省建議は、全国的「廢藩置県」の後始末の一つという、内政的な理由から提起されたものと見るのが自然である。逆に言えば、それは台湾での琉球人遭害事件が政治問題化する以前に、それとは無関係に提起されたと想定される。また、仮に台湾事件が政治問題化していたにしても、井上や同省が台湾出兵のような外征策に賛成したとは考え難い。事実、琉球藩王冊封後の10月以降、副島外務卿が台湾出兵論を唱え出すと、井上ら大蔵省はそれに強硬に反対していることは、後に見る通りである。

#### (外務省建議)

大蔵省建議 (5月30日付) が提出されたのと同じ頃、外務卿副島種臣からも「琉球の取扱」に付き建議があった事が知られている。ただし、その原文は失われていて、提出の日付だけでなく、結論に至る論拠などの内容の詳細は不明とするほかない。<sup>48</sup> だが、その結論のみは、後述の正院の諮問に対する左院の答議に言及されていることもあり、はっきりしている。

すなわち、(1)琉球国王の尚泰を「琉球藩王」に「冊封」とともに、(2)「華族」に列し、(3)琉球と「外国との私交」を止めさせる、というのがそれである。

結論を先取りして言えば、政府が採用したのは先の大蔵省建議ではなく、また次の見る左院の答議において独自に出された建策というよりも、この外務省の三つの基本政策であり、琉球国王を「藩王」として「冊封」という措置であった。

---

<sup>48</sup> 『琉球処分』(明治12年)には、後述の左院答議への付記として「本文答議に係る条款中外務省建議等の如きは、当時機密に渉るを以卿より大臣殿へ直に上呈、今書類無之と云ふ」とある。

（左院の答儀）

大蔵省（および外務省）の建議を承けて、正院（ほぼ今日の内閣にあたる）は琉球問題を当時の議法（立法審議）機関たる左院に諮問した。6月2日付けの諮問には、琉球に関して「之を処分する如何にして可ならん、宜しく審議上陳すべし」とあって、これが琉球問題での「処分」の語の初出である。

この諮問に対する左院の答議が「琉球国使者接待併其国を処置するの儀」で、「6月」中になされたが、日は不詳である。<sup>49</sup> 「琉球国使者接待」の件が含まれていることから、6月中の審議の段階で、琉球から使節を上京させること自体は既定方針だったといえよう。その応接の方法を含め、答議は全9章からなるが、要約して概略を示せば、次の5点にまとめることができる。

- (1) 「琉球国」は明清を通じて「其名は冊封を受け正朔を奉すれとも、其実は島津氏累世之を支配」してきたので、「清国には名を以て服従し、我には実を以て服従」するという現状にある。「琉球国の両属せるを以て名義不正となし、今若し之を正し我か一方に属せんとすれば、清と争端を開くに至る恐れがあり、たとえ戦争には至らずともその手続きが紛々として「無益」なので、日本は従来通り「要務の実」を得ることができれば、清国に「虚文の名」を与えても構わない。
- (2) 外務省申し立ての「琉球を取扱ふ三ヶ条」のうち、外国との「私交」を停止するとしているのはよいが、「華族」ならびに「琉球藩王」を宣下することには「異議なきにあらず」。華族は「国内の人類」に対して設けられた名目であり、「琉球国主は乃ち琉球の人類にして、国内の人類とは混看すべきでないからである。また、「琉球藩王にては藩号穏当ならず。内地は廢藩置県の令を布て、琉球に更に藩号を授くるは……前令と相応せず、且つ琉球は兵力単弱にして皇国の藩屏たる能わさるは世の知る処」であり、「故に

---

<sup>49</sup> 『琉球処分』前掲、8-9頁。

藩号を除て琉球王の宣下あるを可なりとす。」

- (3) 日本は「帝国」であり、その下に「王国」や「侯国」があっても「当然の事」なので、「藩号を除き琉球王と宣下ありても我帝国の所属たるに妨げなし。」日本が「琉球王」に封じた上で、「更に清国よりも王号の冊封を受くるを許し、分明に両属と看做すへし。」
- (4) 「琉球は従来島津氏より士官を遣し鎮撫したれば、其例に循て九州の鎮台より番兵を出張せしむへし。」外国とは「我より信義を以て公然たる交際」をすれば、「我所属たる土地」を犯すはずもない。「故に番兵は外寇を禦くの備えにあらず、琉球国内を鎮撫せんか為なれば、必しも多人数を要せざるへし。」
- (5) 琉球使節の接待は、西洋各国の使節並みに遇するのが不適當であることは大蔵省申立の通りであるが、とはいえ「国内地方官の朝集」と同一視するわけにもいかないの、便宜上、関係事務は外務省に管掌させ、「敵国〔対等の国のこと一筆者〕の礼を用ひず、属国の扱を為さしむるを可なりとせん。」

以上に見てきたように、政府内では5月から6月にかけて、琉球問題に関して大蔵大輔井上馨の建議、外務省建議、正院諮問にたいする左院の答議があった。これらの建議論策を受けて、正院が採用したのは、外務省の提案にそって琉球国王尚泰を「琉球藩王」に冊封し、「華族」に列することだった。

ただし、その決定が9月14日の実際の藩王冊封までの何時の時点でなされたか、そしてその決定をなした政府の意図、すなわち左院答議を退ける形で、「藩」号を付して「藩王」とし、華族に列することに決めた理由が何だったのかについては、詳細を精確に伝える史料は現存しない。われわれとしては、入手しうる諸史料からできるだけ合理的に推認を行なっていくほかないが、その前に、実際に行なわれた藩王冊封の経緯を具体的に確認しておこう。

## 2 藩王冊封による琉球藩化

明治5年9月14日の藩王冊封は、琉球からの明治新政慶賀使節の一行が参朝した機会に実施されたが、この国王代理使節の派遣は鹿児島県からの内示をうけて行なわれた。

同年6月22日、伊地知、奈良原、福崎季連（助七）は、三司官の宜野湾、亀川親方らに面会して、王子1人、三司官1人を「王政御一新の祝儀且御機嫌伺として、早々参朝可有之、大山参事より致承知候事」<sup>50</sup>を伝え、要領を記した簡単な達文を交付した。この内示は、琉球在藩奉行として鹿児島から着いたばかりの福崎が伝令したものであっただろう。7月11日、鹿児島県はこれを正式に伝えるため権典事右松裕永・近藤宏を琉球に派遣した。右松らは県参事大山綱良の書を琉球国王尚泰に呈して、代理として王子らの入朝を促した。その趣旨は、従来から琉球は幕府に藩臣の礼を尽くしてきたが、この度の「王室中興之時」にあたり「朝賀之礼」を修めないのは甚だ宜しくないので、すみやかに参朝すべきであると求めつつ、ただし朝廷は「庶事皆簡省」に務めているので、随員も前規を改め全て簡易を旨とするように、というものだった。

琉球王府では、従来の「江戸上り」（＝「江戸立」）と同様の使節派遣と考え、これに応じた。大山の書もこの將軍襲職に際しての「慶賀使」派遣の慣例に言及した上で、ただし今回は簡素な形で行なうように求めるものだった。そこで、正使伊江王子（尚健）、副使宜野湾親方朝保、賛議官喜屋武親雲上らを選任、右松らと天皇に上る表文の作成点検を行なっている。『尚泰侯実録』によれば、その賀表では「壬申七月十九日 琉球中山王尚泰」や「琉球国正使尚健」となっていたが、使節一行の上京後に外務省から添削を要求され、「明治五年七月十九日 琉球尚泰」や「琉球正使尚健」に改められたという。

<sup>50</sup> 『尚泰侯実録』前掲、329頁。

使節一行は、7月25日那覇を発して、27日鹿児島に着いているが、随行の鹿児島県官吏を同伴して同地を出航したのは8月20日のことで、9月2日に品川に着船、翌3日に東京に入っている。そして一行が参内するのが14日であるので、先述の上表文の添削、すなわち「後、使臣上京表文を上るに及び、外務省は尚氏の格式、使節参朝の後にあらずば決定せざる由を以て、王子王号を削し、且年号を添え」<sup>51</sup> たというのは、この十日ほどの間に行なわれたことになる。

かくして、9月14日、正副使らの一行が参内の上、天皇に拝謁し、尚泰からの表文と貢献品目録の上呈などの一連の儀式がなされた後、副島外務卿が天皇に代わって次のような「冊封の詔」を宣読し、その書を使臣に授けた。

「朕、上天の景命に膺り万世一系の帝祚を紹き、奄に四海を有ち、八荒に君臨す。今、琉球近く南服に在り、気類相同く言文殊なる無く、世々薩摩の附庸たり。而して爾尚泰能く勤誠を致す、宜しく顕爵を予ふへし。陞して琉球藩王と為し、叙して華族に列す。咨、爾尚泰、其れ藩屏の任を重し、衆庶の上に立ち、切に朕か意を体して永く皇室に輔たれ。欽よ哉。」

これは、天皇による尚泰の「琉球藩王」への冊封、ないしは冊封類似行為であった。明治政府の関係者、琉球側のいずれも「冊封」の語を用い、そのようなものとして受け取っている。

「冊封の詔」について言えば、琉球が「世々薩摩の附庸」であったことに言及した後、尚泰が「能く勤誠を致」したので「宜しく顕爵を与」えるとの表現になっていて、その「勤誠」が薩摩に対してのものか、いま朝覲の礼を尽くしたことを指すのか、または薩摩・朝廷両方へのそれか、多義的ではあるが、いずれにせよ、その「勤誠」のゆえに「顕爵」を与えるとされている。その上で、「陞して琉球藩王と為し、叙して華族に列す」と言うのである。「陞して」とは、地位を上げて、という意味である。何ゆえ「藩王」に冊封することが、地位を上げることになるのか。それは、琉球がそれまで天皇(家)とは縁がなかった

---

<sup>51</sup> 『尚泰侯実録』前掲、332頁。

からにほかならない。いわば、無位・無官の低きから「藩王」（および「華族」）に地位を上げられたわけである。

話を元に戻すと、外務卿から「冊封の詔書」を受領したことに対し、琉球使臣からは正副使・賛議官の連名で「今、聖恩寡君を封して藩王となし且華族に班せしむ……臣健等代りて詔命の辱を拝す」として、いわゆる「藩王御請」書が直ちに上呈された。この関係設定行為が、双方の合意によるという一応の体裁が整えられたのである。

記録によれば、外務省は藩王冊封の4日前の9月10日には、「今般琉球国主の義、藩臣に被列候義に至り候ては」と前置きした上で、「此度発行の新貨幣並に新紙幣相都合三万円右王へ下賜」することを正院に建議している。また、副島外務卿は、さっそく藩王冊封の翌15日には、「此度琉球使臣尚泰に代り封冊の詔書を謹領し候上は、弥以我藩属の体制徹底に至り候様、御処分有之度件々」として、外務省官員の琉球在勤をはじめとする数項目の建議を行ない、「使臣帰藩迄」の正院の裁可を乞うている。そして使節滞京中の20日に「藩内融通」のため新貨幣3万円が、29日には飯田町鶴木坂に邸宅が下賜されている。（早くも「琉球藩」の呼称が用いられている。）

喜舎場朝賢『琉球見聞録』によれば、正副使だけでなく、他の使節一行も滞在中は予期した以上の歓待を受けたようである。「朝廷乃ち琉人を寵異し、華族毛利氏の邸宅を空うして館宿せしめ、外務省官吏及び包丁・不卒館内に在直し、毎日官費を以て盛膳を給ひ、且屢々勝景美観の処へ招延歓待せられ、天恩の重渥感載の至りに堪えざりき。」<sup>52</sup> そして正副使ら使節は、琉球側のかねてよりの希望についても、外務卿に申入れている。

「国使等、副島卿に見えて、琉球の薩人に管領せられたるや其賦税の重歛に堪えず、国民疲弊せり、業已に天朝の直轄となりたる以上は特恩を垂れ、貢物を減省せられんことを切望すと云ふ。且つ大島、徳の島、喜界島、与論島、永良部島は固より我

<sup>52</sup> 喜舎場朝賢『琉球見聞録』前掲、14頁。

琉球隸属なりしに、昔し慶長年間薩人のために押領せらる、此の五島も亦我に返戻せられ給はんことを乞ふ。副島卿曰く、同僚の協議を経て宜く琉球の為に処置すべしと。国使等、喜で寝ず。」<sup>53</sup>

ちなみに、副島外務卿に善処を約束された奄美五島の琉球への返還は、その後、立ち消えになって実現しなかった。奄美返還どころか、数年後には琉球それ自体が独立した政治単位としての存続を否定されることになろうとは、琉球使臣だけでなく、この「藩王冊封」のシナリオを書いた副島外務卿自身ですら予期していなかったことだろう。

それでは、引用前半に言及された貢租の減省はどうなったであろうか。新貨幣3万円の下賜があったことは先に触れたが、10月9日には、「琉球藩」の負債の件につき、副島外務卿から正院に対して、

「琉球藩御処分相成候に付ては、同藩負債二十万両の金高は今般政府の御引請に可相成筋の処、来朝使臣共より同藩限にて消却致し度志願に寄り、右高東京にて借替致し候へは利足も餘程の減省に可相成、且借財の引当は年々琉球藩より積出し砂糖樽にて一万五六千挺も有之候へとも大蔵省にて奥印の引受無之候ては何分出金の者無之、乃て同省へ打合せ候処異存無之趣に付、同省へ御下命有之度」<sup>54</sup>

として、琉球藩の負債の東京の市中銀行からの借り換えに伴う（連帯）保証のための「大蔵省の奥印」の承認が求められ、翌日には裁可されている。この琉球藩の負債は、鹿児島系の政商からの借り入れが主たるものだったのでないかと思われる。本来なら、政府で引き受けるのが筋だと前置きしているのは、全国廃藩にあたっては政府が旧藩負債をすべて引き継いだ前例を踏まえてのことであろう。しかし、この度は、琉球使臣が自己責任で返済することを「志願」しているので、年々の貢糖で消却することにし、借り換えの保証を大蔵省で行なうことにするというのである。

喜舎場朝賢が「琉球は原来薩摩の管領なりしが、今般朝廷の藩国と為し……

<sup>53</sup> 同上、9頁。

<sup>54</sup> 『琉球処分』前掲、23頁。

関係の事務皆外務省の管理する所となる」<sup>55</sup> というように、琉球が「朝廷の藩国」になったことに伴い、その管轄事務も鹿児島県から外務省に移された。先述のように、外務省官員を琉球に在勤させることが決まり、在藩奉行所は廃止されて「外務省出張所」が置かれた。ただし、その政庁はそのまま、鹿児島県官から外務省七等出仕になった伊地知貞馨が出張所を主宰し、旧在藩奉行の福崎助七も外務省官吏に任用されて実務にあたるなど、鹿児島県官吏の肩書きが外務省官吏に変わっただけで、管轄官吏の顔ぶれにも連続性があったことは留意しておいてよいだろう。ちなみに、伊地知や福崎はその後の「琉球処分」の進展過程でも、松田道之の助力者として重要な役割を演じることになる。

かくして、琉球の管轄権は、実態についてはほとんど変化のないまま、鹿児島藩から鹿児島県を経て天皇政府外務省へ移されるとともに、従来、薩摩島津氏に負っていた琉球の貢租義務も巧妙に日本政府に移される形になった。旧来の貢租額が基本的にそのまま引き継がれたことは、砂糖代納が廃止された機会に右大臣岩倉具視宛に提出された「琉球藩王尚泰」の請書（明治7年2月14日付）に、

「去歳当藩貢納の事件巨細摂政三司官等により懇願す、辱くも特別の裁評を以て賦米等の名目並びに代砂糖納相廃し、自今八千貳百石を当額と被定等の旨委曲外務省より伝達の趣拝承し、実に 天恩無涯、上下一同抃躍の至に勝へず、因て謝恩の礼を伸ふ、伏して貴公の尊照を以て執奏を請ふ、敬具」<sup>56</sup>

とあることから明らかであろう。

### 3 琉球藩王冊封の歴史的意味

先述のように、従来の沖縄史研究では、この「琉球処分」の端緒をなす出来

---

<sup>55</sup> 喜舎場朝賢、前掲書、8頁。

<sup>56</sup> 日本史籍協会篇『岩倉具視関係文書』五、東京大学出版会、1931年、1969年復刻、504頁。

事について、明治政府は「琉球藩を設置」し、国王尚泰を「藩主ではなく、藩王に任命した」(場合によっては「宣告」した)という類いの記述を行なってきた。また、必ずしも根拠を明示しないまま、この「琉球藩設置」が「台湾出兵」の準備措置としてなされたという類いの解釈や記述もしばしば行なわれてきた。

筆者は、以上のような従来の記述や解釈には多くの疑義や不満を持っている。そこで、これまでに述べてきたことを踏まえて、ここで「藩王冊封」の理由や意味について考察し、暫定的な整理を行なっておこう。暫定的な、というのは、ここでの考察が、藩王冊封が台湾出兵の準備措置などではなかったという本稿の結論の一つをとりあえず先取りし、その明示的論証については次節に先送りしているからである。

われわれは先に、明治5年9月14日の藩王冊封に先立つ5月から6月にかけての時期に、政府内で大蔵省、外務省の建議と正院諮問にたいする左院の答議があったこと、そして政府が現実採用したのが、副島外務卿建議の基本策であったことを見てきた。藩王冊封の理由や意味を考察するにあたっては、その時期にこれらの建議があったという事実やその内容と、もう一つは、藩王冊封の翌9月15日に副島外務卿が正院に提出した建議(琉球の「藩属の体制に付建議」)が重要であろう。後者の建議が重要なのは、それが「藩王冊封」を見越して従前より準備されていたであろうことによる。すなわち、大蔵省建議と同時期に出され、骨子のみしか知られていない外務省建議の意図は、この9月15日の建議から幾らかは推し量ることができると思われるのである。

まず、何ゆえ外務省が「藩王冊封」を建議したか、という肝心の問題であるが、この点について言えば、何よりも琉球国王の代理使臣を入朝させた上で、朝廷すなわち明治天皇政府と琉球の間に何らかの君臣関係を設定することが、その時期の政府の立場からすると、避け難い重要な課題となってきたことであろう。版籍奉還で法理的には島津氏の領有権が否認され、島津忠義が鹿児島藩知事にそのまま任命されたとはいえ、彼は政府の地方官にすぎなかった。廃藩

置県は、県がたんなる地方制度にすぎないことをより明確化し、島津忠義を含めて全国の旧知藩事はすべて解任され、ほとんどの県では他県出身者が長官（県知事のち県令）に任命された。そうした制度変更を前提とする限り、鹿児島県や、同県を通じて日本天皇政府が琉球を管轄（「附庸」）する根拠はすでに自己矛盾をきたして薄弱化、ないしは自己解消していた。

そのような中で、天皇政府が琉球との関係を再編するために採ったのが、当時の東アジアの中華秩序になぞらえて、琉球国王を「冊封」という選択肢だったのである。このことは、琉球のいわゆる「日清両属」の地位と、その具体的態様の問題とも関連していた。

当時の琉球は、国際的にはあくまで清国を宗主国とする朝貢国で、独立した王国であった。琉球が当時、諸外国と条約を結んでいたことから分かるように、日本への従属は国際的には承認されていなかったのである。また、薩摩島津氏と琉球の関係についていえば、その支配の実態については一貫して隠蔽政策が続けられ、中国（清国）もまた公式に承認するところではなかった。

琉球藩王冊封は、いわゆる「日清両属」のそのような歴史的実実、すなわち名目において清、実質において日本と形容される両属の状態が続いてきたことを前提として、実質において日本に属するという場合のその「実質」の根拠がゆらぐなかで、それを継続して確保するためにも、名目を整えようとして行なわれた、と解するのが妥当だろう。左院の答議が言うように、それは「日清両属」を解消するためではなく、むしろ「両属を分明ならしめる」ために採られた方策であった。逆に言えば、両属を分明化するためには、冊封の論理に立つ以外に方策はなく、その点では外務省建議と左院答議の考えは共通しており、王土王民思想に立つ大蔵省建議とは対蹠的であった。

外務省と左院は「王」号を与えて冊封する点では共通しており、大きな対立は「藩」号を認めるか否か、また「華族」に列することの可否にあった。「冊封の論理」に立つ限り、「王」号の付与は自明のことだったといえよう（「藩主」

などは問題にさえなりえなかった)。内地での廃藩の前例に違うこと、また武力の弱い琉球が「藩屏」たりうるかとの左院の異議は、われわれが先に見た「藩」の「天子の藩屏」化と「府藩県三治」体制の下での一時的公式化、さらなる集権化のための廃藩と諸侯＝旧藩主の「華族」化という経緯や、それを背景として流通した「藩」の語義の振幅を踏まえて、正確に理解する必要がある。その上で、藩王冊封に前後する外務省の諸建議を見れば、外務省が「藩」をこの比較的直近の日本史やその語の流通よりも、むしろより本来の「中華秩序」になぞらえて、「藩属」「藩国」「藩臣」等に引きつけて解釈していることが分かる。

留意すべきは、左院答議が日本は「帝国」であるので、その下に「王国」があって当然だとし、また琉球使臣の接遇は国内の地方官（ここでは旧藩主＝知藩事が念頭におかれていたであろう）の朝集より重大として、大蔵省の予算切詰め策よりは、江戸の先例をも参照して客礼をもって遇するという外務省寄りの立場を示しているが、いずれにせよ、両者とも冊封をいわば日本型小中華主義の発想に立って解していることである。この立場にたてば、「藩」を必ずしも原義の「藩屏」「藩鎮」（守護＝「兵力」）にのみ引きつけて理解するのではなく、宗主国と「藩国」との宗属関係、すなわち「藩属」「藩臣」になぞらえて理解し、むしろ「藩」号を付加して「藩王」としたほうが、日本への「藩属」を分明化させるだけでなく、その「藩属」化を漸進的に進めていくという秘められた目的を達成する上でも好便で相応しいとの解釈が成立しうる。外務省建議の承認・採用は、概ね以上のような理屈が通ったからではなかろうか。

この関連で重要と思われるのは、藩王冊封の翌日、すなわち9月15日付で正院に提出された副島外務卿による琉球の「藩属の体制に付建議」である。副島はその中で、「此度琉球使臣尚泰に代り封冊の詔書を謹領し候上は、弥以我藩属の体制徹底に至り候様、御処分有之度件々」として、早速、数項目の措置を挙げている。その第1は、琉球は従来も中国との関係や外国船の到来応接があるなど、「辺陲の要地」であるので、外務省官員を在勤させることである。重要な

のはそれと関連して、第2に、「我政治制度を漸々宣布し、適否将来の目的を定め候為め、同藩租税民政以下一体の風俗視察として、本省官員に同道し大蔵省より官吏被差遣度候事」が求められていることである。これは、琉球管轄事務は外務省で責任を持つにしても、徴収貢租が自動的に大蔵省管理に回らざるをえないという実務的事情からというより、先に見た大蔵省建議における琉球の諸制度を「内地一軌」に変更するという提案を、漸進的な目標として先延ばししつつ、そのためにも「租税民政以下一体の風俗」すなわち旧慣の調査が必要として、大蔵省との妥協・協力が最初から意図されていたからではなかろうか。換言すれば、将来の制度改革やそのための調査のためにも、まずは「藩王冊封」による琉球の藩属化を先行させるというのが、外務省建議の目的の一つであったと思われる。

また、この副島の建議には「琉球藩王は一等官に被仰出候事」に加えて、さらに「尚泰義華族に被列候に付ては其待遇を厚くし、帰嚮の志を堅くし候事、切要の義に有之、依て東京府下に於て家屋園庭具足相応致し候邸宅一冊下賜り度候事」があり、実際、直ちに飯田町麴木坂に邸宅が下賜されている。「藩王」冊封によって「藩属」化を漸次的に「徹底」しうるためにも、琉球側の「待遇を厚くし、帰嚮の志を堅く」する必要があるとして、豪華な「琉球藩邸」のほか、金品の下賜を施すことにしたのであろう。

外務省建議のもう一つの柱は、外国との「私交」を止めさせることで、これには左院も賛成した。この「私交」という語も、維新时期にはよく使われた言葉で、幕末以降、薩長などの有力藩が英仏などの外国と盟約・協力したことや、対馬宗氏の朝鮮との通交を指して用いられた。

藩王冊封の4日後の9月18日、アメリカ公使デロングは、琉球のことについて閣下より通知があったが、琉球国が先に結んだ米国との条約は貴政府で引き継ぐのか、と副島外務卿に問い合わせてきた。これに対する副島の返答はやや遅れて、「壬申10月」中で、日を欠いているが、いずれにせよ、その遣り取りか

らは、副島が藩王冊封の件を直ちにデロングに通知したことが窺い知れる。副島はその問い合わせには、「琉球島の儀は……数百年前より我邦の附属に有之、此度改めて内藩に定む迄に候」とし、琉球は「我帝国の一部」であるので条約は「当政府で維持遵行」する旨、回答している。また、この回答に先立つ9月28日付で、政府はすでに「琉球藩」に対して「各国と取結候条約並に今後交際の事務外務省にて管轄候事」を通過していた。<sup>57</sup>

ところで、藩王冊封に関わる留守政府内の出来事は、幾つかのルートで岩倉具視らの遣外使節一行にも知らされている。公家出身で明治4年2月に外務省に出仕、当時外務小丞だった大原重実はその一人で、彼の岩倉宛8月13日付書簡には、「琉球国人入京之趣、正院より今日御達し有之、珍敷事にて、御維新後之一事と存候」<sup>58</sup>とあり、また9月3日の書簡は、琉球使節の着京を伝え、

「滞留中饗宴其他入費一萬円の見積に有之候、未参朝之日限は不相分候得共、五六日も相立候て参朝可相成候、此より之見込は華族の號を賜り、中山藩王に封し、勝手に外交する事を禁するの事、既に卿より建言に相成候、右見込通に相成候得は、全く日本の属国と申す者に有之、只今之所にては清国日本両属曖昧たる者に有之、何卒見込通被行候事冀望する所に有之」<sup>59</sup>

と書いている。

重要なのは、藩王冊封から10日後の9月24日付で、副島より岩倉らに、顛末の報告が正式になされていることと、その通知の中味である。

「琉球摂政・三司到着に付、外務省に於て引合、談判の別紙は、第三十二号を以て申進置候通に有之、其後本月十四日、謁見被仰付、冊命下賜勅語有之、中山王よりも上表並に方物を進献致し、賜物等別紙之通に有之、且同島融通之為、真貨・紙幣共取交せ、金三万円下賜候、同島民客歳冬中沖合難船致し、台湾島に漂着候処、同島民之一部生蕃と号する蕃民、横雑醜酷之所業に及候一条、別紙聞書之通控訴に及候間、右事実為相糺候処、相違無之趣に相聞候、就ては右御処置振、追々可申進候

<sup>57</sup> 『琉球処分』前掲、21-22頁。

<sup>58</sup> 『岩倉具視関係文書』五、前掲、182頁。

<sup>59</sup> 同上、184頁。

得共、此段一応御報知に及候……

壬申九月二十四日

副島外務卿・板垣参議・大隈参議・西郷参議・三條太政大臣  
特命全権大副使 御中<sup>60</sup>

一読して明らかなように、太政大臣と諸参議も連署したこの留守政府から岩倉使節団首脳への正式の報告は、前半と後半の二つの部分から成っている。前半では、琉球使節が着京したので外務省が対応したことや、両者の間での「談判」はすでに（14日以前に）報告した通りであるが、と前置きした上で、その後14日に冊封が行なわれたことが述べられている。それに対して、後半部分からは、前年の台湾での琉球人遭難事件のことがこの書信で初めて報知されたことが分かる。すなわち、別紙聞書（琉球王府が行なった帰還被害民からの事情聴取書）に述べられていることが事実らしいので、その対応措置については決まり次第追って報告するが、事件があったことだけは一応報知しておく、というのである。この文面からは、政府が9月下旬の段階で、台湾事件について何らかの対応措置を採る必要性の認識にまでは至っていたとしても、その具体的策定は未決だったらしいことが読み取れる。少なくとも、藩王冊封が台湾出兵の準備措置だった、との所説に対する明白な反証となっていることは言うまでもない。<sup>61</sup>

<sup>60</sup> 多田好問編『岩倉公実記（中巻）』原書房、1968年、1009-10頁。

<sup>61</sup> 金城正篤『琉球処分』では、「すでに、台湾での琉球民殺害事件および『琉球藩王冊封』の事は、……岩倉全権あて報告されていた」（248頁）と書き、本稿前引の『岩倉公実記』の参照が注記されているが、その内容の紹介はされていない。当該論文初出の『沖縄県史』（第2巻・政治）、115頁をも参照。

## 第4節 藩王冊封と台湾出兵論

### 1 陸軍大輔山県有朋の建議

琉球問題に関して、時期的には左院答議よりもさらに遅くなるが、陸軍大輔山県有朋が建議を行なったことが知られているので、ここで紹介しておこう。<sup>62</sup>

この山県の建議は「壬申8月」、すなわち左院答議からさらに二ヶ月ほど遅れた明治5年8月中で、日は不詳だが、後述の樺山資紀日記から見て8月中旬に正院に提出されたと思われる。

この建議は、松田道之編『琉球処分』（内務省、明治12年）にも収められず、従来の研究でもほとんど言及されることがなかった。<sup>63</sup> また、実際のところ、それが「琉球藩王冊封」の決定にあたって積極的な意義を持ったとも思われぬ。それにも関わらず、ここでそれに論及しておくのは、「琉球藩王冊封」が「台湾出兵」の準備措置として行なわれたのではないことの傍証となっているだけでなく、当時の政府内に多様な意見がありえたことの一証左ともなっているからである。

重要なことは、これまでに見てきた大蔵省・外務省の建議や左院の答議では、台湾での琉球人遭難事件への言及が一切無かったこと、そして、この8月中の陸軍省山県建議で初めて該事件への言及がなされているが、それは出兵の主張とはほど遠いものだということ、また出兵論があることさえ言及されていないことである。

山県建議の特徴は、国際的な観点が前面に押し出され、近代国際法の論理に

<sup>62</sup> この山県有朋の建議は、『三條実美公年譜』（明治34年初版）宗高書房、1969年復刻、236-7頁に収められ、また『鹿児島県史料』忠義公史料第7巻、前掲、474-6頁に採録されている。

<sup>63</sup> 山県有朋建議を最初に詳細に紹介した研究として、安岡昭男『明治前期日清交渉史研究』巖南堂、1995年、第3章「山県有朋と琉球処分—壬申八月建議をめぐって—」を参照。

則って日清両属の琉球問題に対処することの重要性が説かれていることで、それは、例えば大蔵省の建議が王土王民論に基づいた内向きの議論を特徴としていたのとは対蹠的である。

山県はその中で、今日では国際公法の上からも領土権を詳らかにしなければならぬが、その場合、「天然の経界民俗の異動は公法の取らざる所なりと雖とも、概して之を論ずれば、地を界し疆を定むるに於て全く廃す可らざる者あり」として、自然の境界や民俗の異同は国際法上、国境画定の根拠とはならないが、全く意味がないわけでもないとの認識を示した上で、「去歲宮古島の人台湾に漂着し近傍土人の為に抄掠を受けたり、其中幸にして生還する者冤を我か鎮西鎮台に訴えたる如き、以て民俗の異同遠近を知るべく、而して其我を依頼奉戴する亦知る可きなり」と、琉球の日本への親近性を説く文脈で遭難事件への言及を行なっている。

山県建議の主眼は、このように国境画定の観点から清国との交渉に着手することの重要性を説くところにあり、しかも彼は、清国に「説くに我か意を以てし、両属の可ならざるを明にし、経界所属の正さざる可らざるを論し、我の曾て其内政を官するを論し、虚名の以て益なきを詰り、公明の辨に據りて正大の意を以てせば、臣慮るに満清必我意を諒とし、我請を充」たすであろうと、日清交渉に極めて楽観的な認識を示している。このようにして清国の諒解を得た後に、同様に琉球にも「我の意を以て」論せば、「三寸の舌」でもって問題を解決できるだろう、というのがその主旨であった。

ちなみに、山県の想定する手順は、以上のように日清交渉で清国を説得し、次いで「一介の使」を派遣して琉球をも納得させ、「而して後、其の主を朝せしめ、我の華族に列せしめ……而後に萬国に布告し、永く我か版図に属するを明示」というもので、外務省案にそって実際に行なわれたこと、すなわち国王の代理使節を参朝させた上で、いきなり「藩王」に冊封するというものとは、相当に懸け離れている。従来、この建議が閑却されてきたのは、このように現

実の歴史においては結果として重要な役割を演じることがなかったことによるであろう。

しかし、ここで問われてよいのは、この山県建議が書かれたのは琉球藩王冊封が政府内で正式に決定・承認される前か、後かということ、逆にいえば、山県建議が書かれた時点では、政府の藩王冊封の決定がすでになされていたのかどうか、という問題である。正直に言って、筆者はこの問題に確答できる自信はない。すなわち、まだ決まっていなかったからこそ、陸軍省の山県も建議を書いたのだ、と考えることもできるし、他方、先の述べたように彼の建議に「その主を朝せしめ、我の華族に列せしめ」云々とあることから、すでに外務省のシナリオが政府の方針になっており、それに対して、山県が対清国交渉こそが先行すべきだとして異議を唱え、まさにその喫緊性を説くために建議を行なったのだという可能性も考えられなくはない。

この問題はここでは未決のままにしておくとして、いずれにせよ、陸軍大輔山県が建議を提出した（8月中）時点で、台湾出兵の方針などというのは政府内だけでなく、陸軍省内部でさえ固まっていなかったこと、少なくともその点だけは疑いようもなく明らかだろう。

## 2 樺山資紀日記（『台湾記事』）

鹿児島県参事大山綱良の出兵建言書を託された伊地知が上京し、副島らに事件を報知したことは既述した。ほぼそれと時を同じくして、陸軍少佐樺山資紀も上京し、政府内外の要路者に事件の報知と働きかけを行なっている。樺山の行動については詳細な日記が残されていて、われわれの考察課題にとって決定的に重要な価値をもった史料となっている。<sup>64</sup>

<sup>64</sup> 樺山資紀の日記の一部は、台湾施政40周年記念事業の一つとして編纂出版された『西郷都督と樺山総督』（1936年）の資料篇に『樺山資紀台湾記事』と題して収録刊行され

樺山は明治4年3月陸軍に出仕、10月陸軍少佐、鎮西鎮台第二分営（鹿児島）出張を命じられ、翌5年2月の兵部省の廃止と陸海軍両省の新設を経た4月以降、第二分営長の地位にあった。鹿児島で大山から事件のことを知らされた樺山は、7月25日、稟議のため直ちに鎮台本部のあった熊本にむかったが、司令官の桐野利秋少将は広島分営に出張中で不在だったため、直接陸軍省に具申するため27日に熊本を出発し、途中馬関、神戸、大阪等で船便を待ち、品川に着いたのが8月8日であった。そして翌朝に西郷隆盛邸、ついで陸軍省に西郷従道を訪ね、台湾事件を報告している。それ以降、樺山は11月9日までのこの度の滞京中、西郷隆盛（陸軍元帥兼参議）・従道（陸軍少輔）兄弟をはじめ外務卿副島、参議板垣退助らの政府要路者ほか、同郷の篠原国幹、村田新八、伊地知正治、仁禮景範らの同志先輩を訪ね回って、事件の重要性を説き、積極的に対処せよと働きかけている。

樺山の日記は、このように彼が事件の報に接し急遽上京する所から始まるが、それは当事者が残した生の記録という点で、琉球藩王冊封と台湾出兵（論）との関係を正確に把握するというわれわれの考察課題にとってきわめて重要である。そこで以下においては、まず、同日記から重要と思われる日・箇所を抜粋して掲げて、<sup>65</sup> 彼の滞京中の行動・情報について確認した上で、その後われわれの課題に即して考察を加えることにしよう。実証性を重視したいので、長い引用になるが、ご海容を頂きたい。

---

た。『台湾記事』は、樺山が鹿児島を発して熊本鎮台に急行した明治5年7月25日から、台湾出兵後の7年12月4日長崎に凱旋、中佐に進級するまでの日記である。私家本として1954年に頒布された樺山愛輔『父、樺山資紀』（1988年復刻、大空社）にも一部収録されている。日記全体の保存状況については後者の復刻版に付された広瀬順皓「解説」を参照。

<sup>65</sup> 引用にあたっては、『西郷都督と樺山総督』所収の『台湾記事』に基づき、必要に応じて『父、樺山資紀』との異動を注記する。なお、カタカナをひらがなに直し、適宜句読点を付したほか、改行等の体裁も読みやすさという点から手を加えてある。日付の漢数字も算用数字に改めた。

8月9日 雨／午前五時浜町西郷先生を訪ひ、台湾生蕃琉球人暴殺の事件逐一具陳談論に及ぶ、……同十時陸軍省に出頭し西郷少輔に面会、同断台湾事件を具状し、概略の意見書並びに聞書等を提出す……

8月10日 雨／……今夜西郷信吾宅え赴き台湾事情詳細談論す……

8月13日 晴／台湾生蕃え探検隊派遣の意見書、今午前西郷先生へ提出す。過日は多少異論ありしも、<sup>66</sup> 本日は了解せられたり。先日鹿児島県庁より該事件の届書伊地知壯之丞持参にて上原方にて幸ひ出会、種々内議に及ぶ……

8月14日 晴／該意見書本日陸軍省に提出す。

8月16日 陰／午後三時野津氏を訪う、二禮氏先ずあり、村田・西郷・高城亦来る。十二時寄宿す。台湾事件山県大輔の意見書西郷氏持参、緩急の論あり、正院に提出せらるゝ積なりと。

8月19日 陰／午前山本十次郎・本田伊佐工門殿来訪、台湾事件に依り琉球王を出府せしめ三ヶ條の條約を立てられ、其上何分の決断する内議なり、華族に列せられ琉球藩王と称し、従来仏国條約等断然廃止する積なり……

9月朔日 晴／午前陸軍省え出頭西郷氏に面談す。会計局に至り帰路橋口家に立寄る。

9月3日 晴／琉球王子並に随員三十名餘、三邦丸にて乗舟出京、愛宕下に寓宿せり……<sup>67</sup>

9月5日 雨／午前西郷先生え面談、了て伊地知正治殿同断……九時寄宿す。田中大尉等余の帰營するを俟ち居り、台湾征討論盛んなりと。

9月14日／琉球王子参内藩王となり華族に列せられ金三万両其他物品下賜、従て各国条約等悉皆廃棄せらる。

9月15日／昨日琉球王処分相済、因て台湾問題如何なる決着に出るや否、断然政府に請求あらんことを今日陸軍省え内陳す。

9月16日 晴／午前八時板垣参議を訪ふ、不在にて面会を得ず、小網町西郷先生を訪ひ台湾事件を内談す……

9月26日 陰／……台湾事件順序稍々調査の上外務省より意見提出に進行す……

10月3日 晴／午前七時西郷氏に赴き同袖にて副島次郎殿に至り面会す、台湾事件なり。又西郷先生に赴く、外務省の意見昨日正院に提出なりたり、副島氏非常に尽力にて調査の始末善く、事の緩急を斟酌して意外に迅速の進行を見る、両三日中裁

<sup>66</sup> 文中の「異論」は『台湾記事』では「暴論」となっている。文脈から推して、ここは『父、樺山資紀』の「異論」を採用した。

<sup>67</sup> 『父、樺山資紀』は文中「王子」の「子」を欠く。

決になる筈なり……

10月8日 晴／本日史官より左の呼出状あり、御用有之候條明日第十時參朝可有之候也、十月八日史官、樺山陸軍少佐殿。

10月9日 晴／陸軍少佐樺山資紀清国台湾へ為視察被差遣候事、壬申十月九日、太政官。

10月10日 風雨／午後篠原冬氏に赴く、今夜に及び緩話す。西郷先生も暫時來座にて、台湾事件大体決議す、本日廟儀千歳の愉快、本邦の盛挙微力を尽くすの時機來れり。従二位公より三條公・徳大寺へ重要な書簡到達によって、先生不日帰省せらるゝ筈なり。

10月12日 雨／午前外務省に出頭し台湾調査四冊借用し、陸軍省西郷氏に提出す、謄写する筈なり……

10月19日 晴／米国人レセンドル氏の台湾調査書四冊西郷少輔より廻送せらる、本書は過日副島外務卿より借用し謄写の為め差し出し置きしものを只今陸軍省より返却せられしなり。

10月25日 陰／午前七時井田讓氏を訪ひ、帰路西郷先生を訪ひ面談す、又伊集院直氏を訪ふ、台湾事件幾千の議論起り居ると……

11月8日／午前桐野氏を訪ふ、使節の件不断なり、切迫なる故に明朝山県大輔に突込む積なり……

11月9日 陰／午前桐野氏同袖山県氏に赴き談論す、今日三條殿に於て評議の積なり。<sup>68</sup> 午後四時桐野・篠原両氏同袖、先生所に赴く、野津・種田両氏在客なり、使節云々正月に期限決議す、国家のために安心なり、外に川村・伊地知・伊集院氏等來客あり、先生は明日帰省につかるゝ筈なり、福建領事井田讓辞表を呈せり、之れがため発途以外に遷延せり、然るところ鹿児島に事情あり、明日出帆の北海丸より一応帰県すること俄に決す……

引用冒頭に見るように、樺山は急遽上京するや、直ちに西郷隆盛、ついで従道を訪ね、台湾事件について報告しているが、注目すべきは、彼が事件の報告だけでなく、彼自身の意見を積極的に具申していることである。このことは、8月10日、従道に「概略の意見書」を提出し、15日には「台湾生蕃への探検隊

---

<sup>68</sup> 文中の「評議」は『台湾記事』では「評決」、ここは『父、樺山資紀』に従った。

派遣の意見書、今午前西郷先生〔隆盛〕へ提出す。過日は多少異論ありしも、本日は了解せられたり」と記していることから明らかである。また、同日には大山建言書を携えて上京してきた伊地知とも「種々内議」したとあり、その中味は不明だが、少なくとも前後の記述から判断する限り、樺山自身の対処案は「台湾生蕃え探検隊派遣」にあり、大山のように直ちに問罪出兵を行なうという意見でなかったことは確かのように思われる。

すなわち、樺山は台湾事件の報に接して急遽上京し、各方面に猛烈な働きかけを行なっているが、彼のそのような行動には、場合によってはそれが軍事行動にまで発展するかも知れないという、彼の軍人（鎮台分営長）としての認識や危急感もあったであろう。しかし、その対応策には、直ちに問罪出兵を行なうという強硬策だけでなく、対清交渉による解決策や、まずは探検隊派遣を先行させるといった意見など、様々な対処案があり得た筈である（日記の10月25日に「台湾事件幾千の議論起り居ると」とあるように）。樺山が、少なくとも該事件が看過されるべきものではなく、政府としても積極的に対処すべきだとの立場から連日動き回ったことは明らかだが、彼自身が積極的に出兵論を唱えていたことを窺わせる記述は、滞京中を通じて日記には一切出てこないのである。

話を時系列順に戻すと、8月16日には、樺山は従道から陸軍大輔山県有朋の意見書、すなわち、われわれが先に見た政府内の建議のうち、台湾事件に初めて言及した山県建議を見せられているのが分かる。同建議が出兵論に立っていないことは、先に述べた通りである。

8月19日には、琉球使節来朝のことが樺山にも伝聞で伝わっている。「台湾事件に依り琉球王を出府せしめ、三ヶ條の條約を立てられ」とあって、樺山日記で唯一、台湾事件と藩王冊封との間に関連があるかのような記述になっているが、「三ヶ條の條約」が「華族に列せられ琉球藩王と称し、従来仏国條約等断然廃止」を指すにしても、この伝聞を書きとめた文章だけで台湾出兵が政府方針となっていたと即断したり、樺山が滞京中そのように認識していたと判断する

のが早計であることは、以後の日記に明らかである。

9月14日の藩王冊封に先立って、台湾出兵論が恐らくは陸軍内部の将兵の間で急浮上していたことは、同月5日の「田中大尉等余の帰營するを俟ち居り、台湾征討論盛んなりと。」の記述から読み取ることができる。

重要なのは、藩王冊封の翌15日の記述に「昨日琉球王処分相済み、因て台湾問題如何なる決着に出るや否、断然政府に請求あらんことを今日陸軍省へ内陳す。」とあって、琉球藩王冊封の決定に先立ってどころか、実際に藩王冊封が行なわれた時点でさえ、台湾問題への対処策が政府内で未決着だったことを明確に示すものとなっていることである。すなわち、9月になって一部に「台湾征討論」の声が盛んになっていたことは確かだが、9月14日の藩王冊封の時点でも、台湾出兵は政府方針となっていない。

そのことは、さらに半月も下った10月3日、樺山が西郷隆盛から、前日に（「意外に迅速」に）外務省意見書が正院に提出されたことや、二、三日中に「裁決」される見込みであることを知らされていることから明らかである。副島のこの迅速な意見書提出には米国人リゼンドルの協力があつたこと、また正院で台湾問題が懸案となるのはこれ以降のことであつたことについては、後に触れることにしよう。

樺山は、日記にも見えるように、政府実力者のなかでは同郷先輩の西郷だけでなく、副島外務卿や参議の板垣にも働きかけている。その努力が結実したと言ふべきか、それとも上記の裁決が一応ながら下つたのであろうか。10月8日、樺山は史官から呼出の通知を受け、翌日に「陸軍少佐樺山資紀清国台湾へ為視察被差遣候事」の辞令を受け取っている。翌10日の日記には、政府がようやく積極的対処の姿勢を示し、彼の所期の目的だった探検隊派遣と彼自身がその一員に加わることが決まったことに心底から感激した様子が綴られている。

こうして樺山の視察派遣は決まったが、実際には種々の事情から出発は大幅に遅れた。「鹿兒島に特別の事情」のため西郷隆盛の鹿兒島行きが決まり、樺山

も同伴して一旦帰県した後、再度上京している。かくして樺山が清国上海に向け出発したのが翌明治6年2月、台湾に渡ったのが同年8月のことで、さらに翌7年5月、台湾現地において出兵してきた日本軍と合流している。

### 3 台湾出兵問題のその後

琉球藩王冊封が行なわれた明治5年は年末に改暦があり、12月2日までは陰暦(旧暦)、その翌日、つまり明治6(1873)年1月1日からは陽暦(新暦)となった。これまで、この明治5年を中心に、9月14日の藩王冊封の経緯と、8月頃から台湾(出兵)問題が政府周辺でも浮上してくる様子を見てきた。

藩王冊封に至る事実経緯は上述の通りであるが、実のところ、尚泰を「藩王」に冊封すること、すなわち左院の異議を退けて「藩」号も附して「藩王」とし、華族に列するということが政府内でいつ決まったのかはよく分からない。それが6月中の左院答議の後であることは確かであるが、最高決定機関の正院でいつ審議がなされ、外務省案にそった決定がなされたかについては史料がないからである。鹿児島県から前日福崎が来て在琉の伊地知らと琉球王府に入朝の招致内諭を伝えたのが6月22日、王府の内諭遵奉の復書が27日付、第二遣使の右松らが正式にもたらした鹿児島県参事大山の書が7月3日付であったが、その頃には既に決定されていたのか。それとも、ありそうもないことではあるが、使節が着京し、上表書の書き換えが行なわれた9月上旬にまでずれこんだのか。多分、琉球側に情報が事前に漏れるのを恐れて、秘密主義が貫かれた事情もあって、確たる証拠に欠き容易に判断を下すことができない。

その上で、筆者の推定を述べておくと、外務少丞大原重実の岩倉具視宛書簡(8月13日付)に「琉球国人入京之趣、正院より今日御達し有之、珍敷事にて、御維新後之一事と存候」とあるように、正院から外務省に琉球使節の接待が正式に指令されるこの日以前には、「藩王冊封」は決定されていたものと思われる。

先に引用したように、同じく使節一行が着京した9月3日付の書簡には、「此より之見込」として「藩王に封」ずることを「既に卿より建言に相成」とあり、副島外務卿の建議がそのまま正院で承認されたことを想定させる記述になっている。外務少丞の大原が外務省建議の内容とそれにそった正院の決定を知らなかったとは考え難く、大原はそれらを知っていたからこそ、藩王冊封ための「琉球国人入京」を「御維新後之一事」、すなわち幕府から朝廷への政権移行に伴って生じた新たな出来事と見たのであろう。いずれにせよ、8月13日の正院から外務省への指令以降、外務省側での準備が始動したことは記録にも残っている。そしてその過程で、決定の中味や情報が徐々に外部に漏れ出したのであろう。先に見たように、樺山も8月19日には、「華族に列せられ、琉球藩王と称し、従来仏国條約等断然廃止する積なり」の情報を得ていた。

このように、藩王冊封がいつ決定されたかについては不確かな部分があるが、しかし重要なことは、それがいつ決定されたにせよ、台湾出兵の準備措置としてなされたのではないことは明らかなだ、ということである。なぜなら、現実に藩王冊封が行なわれた9月14日の時点までに、台湾出兵が政府の方針として固まっていたことを示す証拠は存在せず、それどころか、諸史料は逆にそうではなかったことを示しているからである。先にみた樺山資紀の日記は、すでにそのことを明確に示していると思われるが、以下に若干の補完的な説明と解釈を加えておこう。

まず、それでは従来なぜ、藩王冊封を台湾出兵に結びつける誤った解釈がしばしばなされてきたのか、ここでその理由や原因について考えてみることにしよう。これには多くのことが指摘できるが、次の二つの事情が与って重要な原因となったように思われる。まず、大きく言って、明治7年5月に行なわれた台湾出兵が、明治4年末の琉球人遭難事件を名目に（その後始末として）行なわれたことがあった。藩王冊封はその間に挟まっており、しかも大山綱良の間罪出兵建言、上海から外務省への柳原の報告（さらには樺山資紀らの行動）が

あって、該事件が藩王冊封以前に政府周辺にも知られていたとなると（そのように説明されると）、藩王冊封が台湾出兵のための名目を整えるためになされたという説も、一応の説得力をもって耳に入りやすい。しかも、政府内に諸建義があり、その内容や時期は一応分かっているにしても、藩王冊封の決定の時点およびその理由を確かめる史料はないだけに、憶測が史実として一人歩きする条件がそろっていたとも言えるだろう。

もう一つの大きな要因は、藩王冊封の建議をおこなったのも、政府内で台湾問題対策をリードしたのも、外務卿の副島種臣であったことである。この台湾問題での副島の建策については、その協力者としてアメリカ公使デロングに紹介された前廈門駐在アメリカ領事で台湾通のリゼンドルがいたこと、さらには彼から得た助言や台湾情報の影響もあって、副島が台湾（蕃地）への出兵の覚悟に止まらず、あわよくばそれを植民地化するという野心さえ持つて事に当たったことが知られている。そして明治6年2月に日清修好条規締結のため自ら清国に渡り、同行の柳原らに同政府高官から台湾蕃地は「化外の地」どの言質を取らせているが、それが後に実際の台湾出兵の根拠の一つにされたという経緯もあった。このような藩王冊封の直後の頃から明治6年前半にかけての副島やその周辺の言説に現れた軍事的・膨張主義的志向が、暗黙理にそれ以前の時期にまで投影されて藩王冊封と結びつけられると、後先を取り違えた謬見が容易に導かれ、そのことへの批判的反省も及びにくくなることは、それなりに頷けるところではある。

そこで、事実の先後関係をはっきりさせるために、話を藩王冊封後の10月に戻そう。樺山日記によれば、副島は10月3日に台湾問題での最初の意見書を正院に提出したらしい。副島は9月23日にアメリカ公使デロングと会い、台湾の蕃地（先住民居住地）が「浮きもの」（すなわち国際法上の「無主の地」）と見なしうる蓋然性について入れ知恵されるとともに、彼から協力者として台湾通のリゼンドルを推薦され、翌24日に最初の会談を行った。<sup>69</sup> それ以降、リゼンド

ルは精力的に協力・助言し、詳しい覚書を副島に呈しているが、そのリゼンドル覚書は時期をおいて数度にわたり、第五覚書までであることが今では知られている。<sup>70</sup> 10月3日の副島の意見書は、その五度にわたるリゼンドル覚書の最初のそれか、もしくはそれに基づいて副島が彼なりに整理したものと思われる。<sup>71</sup> いずれにせよ、リゼンドルの協力は9月末以降のことで、彼の覚書の中でも軍事的助言の性格の濃い第二覚書、侵略主義的な主張の濃い第四覚書などは、藩王冊封はもちろんのこと、最初の外務省意見書よりもさらに遅い時期に書かれている。それに対し、第一覚書は、9月末以降のごく短時日のうちに仕上げられたもののようで、軍事的志向を残しながらも対清交渉路線を優先させる姿勢がより強く出ている。

諸史料から見る限り、この10月3日の副島の意見書提出以降に何度か正院の会議が行なわれたらしい。その過程で、まず10月9日に発令された樺山の探検隊派遣と、その前提として直ちに出兵を行なう策は取らないことが申し合わされたのでないだろうか。ちなみに、『岩倉公実記』には「時に廟儀あり、曰く生蕃は清国の版図に属すると否とを其政府に問ひ、而る後當さに之を処分すへしと綱良の請を許さす」<sup>72</sup> との記述が見える。詳細は不明だが、大山の建言は最も早い段階で取り上げられ（却下され）たであろう。

大蔵大輔井上馨より岩倉使節団で外遊中の参議木戸孝允宛10月18日付書簡は、

---

<sup>69</sup> 副島と両者の会談については、『日清交際史提要』（『日本外交文書』明治年間追補第一冊、1963年、所収）、105頁以下、110頁以下を参照。

<sup>70</sup> リゼンドル覚書の作成順に第一から第三覚書は、早稲田大学社会科学研究所篇『大隈文書』第1巻、1958年、17～34頁に「生蕃処分に関する日本政府意見書覚書」、第五覚書は「台湾事件清国談判に関する意見書」として収録されている。第四覚書については藤村道生「明治初期における日清交渉の一断面（上）」『名古屋大学文学部研究論集』17、1968年を参照。

<sup>71</sup> 第二覚書にのみ「壬申十月十五日起稿」の日付があるので（『大隈文書』上掲、26頁）、それ以前の覚書は第一のそれになる。樺山資紀が10月12日に外務省から借用した「米国人レゼンドルの台湾調査書四冊」（同月19日の項を参照）には、この第一覚書が含まれていた可能性がある。

<sup>72</sup> 『岩倉公実記』（下巻）、前掲、123頁。

琉球藩王冊封、台湾事件に触れた後、該事件が出兵論議にまで発展してきていることを記し、恐らく直前の10月中旬に開かれたと思われる廟儀の雰囲気伝えるものとなっている。それによれば、副島ら積極派の主張は対清談判の先行を述べながらも、その先に軍事行動と台湾半島の植民地化さえ見据えたものだったようで、井上は大蔵省と内治優先の立場から、政府内で外征論が議題に上がる状況に強い不満を唱えている。

「遂に諸長官の会議となり、吾輩尤不同意を申し立てたり。其故は、外に赴き吾國威を拡張するは誰歟不樂。然國威を揚んとせば先内務を調、内富強の基礎相立、然後他に及ぶを順序とす。……併不満に思ふ者、大蔵連中と山狂・鳥尾杯のみ。……両三日中再会議の企てあり。終に論破する不能、職を辞するの決心なり。……外に談ずる先生方はなし。百端の苦慮爰に極まれり。御憐察可被下候。彼是に付先生成共御帰朝懇願する処に御座候」<sup>73</sup>

井上はこのように、政府内での大蔵省の苦境や彼の孤立感に触れ木戸らの早期帰朝を懇請している。使節団の帰朝後、征韓論政変を経て再び台湾出兵が大久保利通や大隈重信らによって画策されるようになってからも、井上や木戸は内治優先の立場から出兵には一貫して反対したが、その対立の構図がすでにこの段階でできていたといえる。

留意すべきもう一つの点は、「大蔵連中」とともに「山狂・鳥尾など」、すなわち山県有朋（狂介）や鳥尾小弥太（陸軍少将）などが不満を示していることあり、陸軍省もまた外征論には反対の姿勢だったことを窺知させることである。この年の11月28日に徴兵令の発布があったように、この時期は陸軍大輔山県有朋の主導で士族軍から国民徴兵軍への転換の準備が行なわれている段階で、陸海両省首脳部も外征には準備不整として消極的だった。

先に見た樺山資紀の11月9日の日記によれば、山県有朋から「今日三條殿に於て評議」の予定であることを聞かされているが、『西南記伝』が伝える「此歳

---

<sup>73</sup> 井上馨侯伝記編纂会編『世外井上公伝』（第一巻）原書房、1968年、477-8頁。

十一月」の会議とはそのことであろうか。すなわち、太政大臣三条実美は「参議及び各省の長次官をその邸に招き、生蕃問題を議せし」めたが、「大蔵大輔井上馨、同三等出仕澁澤榮一等」は「財政困難国家疲弊の時に際し兵を外に構」えるのは「無謀」だとして、また、「参議大隈重信等」は「征蕃の名義判然たれども、先ず清国政府と折衝し、其異議なきや否やを質し、出師に及ぶも遅しとせずとして、之に反対」し、「議論紛々帰する所なし。是に於いて、政府は、終に全権大使を清国に派して、清国政府の意向を質し、然して後、決する所あらんとした。」<sup>74</sup>

年が明けた明治6年3月13日、副島外務卿は特命全権大使を命じられて清国に渡った。副島の渡清は、同治帝の親政祝賀と日清修好条規の批准書互換のためと称されたが、最大の目的はこれを機会に清政府と台湾事件について交渉することだった。<sup>75</sup> 副島らの清国滞在は7月までの長期に及んだが、交渉のほとんどは清国皇帝との謁見問題に費やされ、台湾問題は帰国直前にわずかな交渉が行なわれたに過ぎなかった。清政府は日本と琉球の間に宗属関係があることを認めず、逆に清朝と琉球間の宗属関係に基づいて問題は解決済みだとして、日本の主張を一蹴した。副島一行は清国側から、台湾蕃地が政教のおよばない「化外の地」という非公式の「言質」を得ただけで、7月に帰国した。<sup>76</sup>

台湾出兵論は、明治6年3月の備中小田県の漂流民が台湾の原住民に略奪された事件が拍車をかけたこともあり、その後も盛んであった。しかし、すでに

---

<sup>74</sup> 黒竜会編『西南記伝』（上巻一）、1908年、1969年復刻、549頁。煙山専太郎『征韓論實相』（1907年）には、この「年の11月、各省の主任者を三條の邸に招致して其利害得失を討論せしめたるに、當時、大蔵大輔井上は母の喪に会して籠居しければ、彼の次位たる澁澤は、代わりて会議の席に列し、非外征派の代表として、副島と議論を闘はせり」云々の記述が見える。『韓国併合史研究資料』20、龍溪書舎、1996年復刻、所収、86-7頁。

<sup>75</sup> 副島の帰国直後に編纂された『副島大使適清概略』は、「副島の清に適く、換約は名なり。謁帝も亦名なり。惟伐蕃を策るか故に此行有る」と記している。（『明治文化全集』第11巻、外交編、1928年、1956年復刻、所収）、13頁。

<sup>76</sup> 交渉の日本側の記録は、『日清交際史提要』前掲、に収録されている。

副島らが滞清中に、日本では樺太問題や朝鮮問題がクローズアップされることになり、特に同年5月の朝鮮での「潜商禁止令」に関連して、以前からくすぶっていた「征韓論」が朝野で沸騰し、台湾問題はやがてその陰に隠れた形になった。そして同年10月の政変で、留守政府の参議らは征韓論争に敗れて、副島も西郷・板垣・江藤らと同袖して野に下ることになる。台湾出兵が再び現実味を帯びるのは、外遊から帰朝した大久保利通が政変後の新政権の中枢に座り、アジア外交の方針を副島路線から転換させてからである。その大久保政権で台湾出兵の方針が一旦正式に決まるのが明治7年2月、その後、一時中止の政府決定を尻目に西郷従道が出兵を強行したのが5月であった。琉球藩王冊封から1年5ヶ月後の明治7年2月の決定までは、政府内で台湾出兵方針が正式に決まった事実は存在しない。

## 結びに代えて

本稿の主題の琉球藩王冊封の歴史的意味については、第4節の3において「暫定的」という断り書きを添えた上で、筆者の一応の解釈を述べておいた。そこで「暫定的」と述べたのは、藩王冊封（≡琉球藩設置）が台湾出兵のための準備措置であったという説への批判、すなわち、実際はそうではなかったということを実証的に論証する作業がいまだ完了していなかったからである。しかし、前節において、藩王冊封と台湾出兵を結びつける解釈が誤りであることを論証できた（と筆者は確信するが）今の時点では、筆者としては、第4節3でまとめて述べたことにいささかの修正を施す必要も認めない。以下は、そこで述べたことへの若干の補遺である。

琉球藩王冊封を提案したのは、当時の外務卿副島種臣であったので、出来ることなら彼にその真意について尋ねるのが最良の方法であることだろう。副島

は文政11（1828）年の生まれで、征韓論政変で失脚した後も、民選議院設立建白書に名を連ねたものの、自由民権運動には加わらず、後に枢密顧問官や松方内閣の内務大臣を勤めるなど、それなりのキャリアを積み、明治38（1905）年に77歳で没している。<sup>77</sup> 書の大家で、漢籍に詳しく、膨大な漢詩・漢文を残しているが、しかし回顧録の類いは至って少なく、中でも琉球藩王冊封に関わるような微妙な（極秘にしておくべき部分の多い）事柄については寡黙を通してのいる。管見によれば、その例外が二つだけあって、いずれも従来の研究では紹介されたことがないので、長くなるが引用しておこう。

「琉球伊江王子、宜野湾親方、此兩人が維新を賀する為に出て来た。時適々私は外務卿であったに依って、只両属と云ふ丈で、支那を父とし日本を母とすると云ふ丈で、琉球島は薩摩の領地のようになって居る。そこで名分が正しからぬから、こつちを琉球藩王に封ずと云ふ。是は餘程彼等拒んだけれども承服させた。承服をさせる時に、是等が尚ほ書くと公然と明らかになるけれども聊か言い悪い、一つの建白書が出た。是れは琉球王などとすると、支那に対して結句争端を惹起す譯になる。琉球位は區々たるものであるから打ち捨てゝ置いても宜い。是までの通り薩摩の附属でも苦しからぬと云ふようなことであつたけれども、名正からざれば事成らずであるに依って、丁度琉球藩王と云ふことを承服させた。そこで詔を書いて君前に於て讀上げて、右の両使節が御承をして琉球に歸られた。」<sup>78</sup>

「以前から琉球は、支那を父とし、日本を母とする、といふ両属で、又、我国では、薩摩の領地のやうになって居った。この使者が来た時、拙者、琉球はどうも名分が正しからぬに依て、以後琉球藩王に封ず、といふことにした。これは、彼等も餘程拒んだけれども、とうとう承服させた。その時琉球藩王などとすると、支那に対しても、自然、争端をひき起こすやうになるから、是迄通り、薩摩の附属でも苦しがるまい、打棄て置くがよからうといふやうな、議論もあつたけれども、名正からざれば、事従わずであるに依て、終に藩王といふことを承服させた。そこで、御前に

<sup>77</sup> 副島の伝記については、丸山幹治『副島種臣伯』1936年、1987年復刻（みすず書房）を参照。

<sup>78</sup> 「副島伯経歴偶談」『東方協會會報』第43号（1898年）『副島種臣全集』2、著述編Ⅱ、慧文社、2004年、所収、417-8頁。

<sup>79</sup> 『副島蒼海先生講話精神教育』（1898年初版）『副島種臣全集』2、同上、所収、138頁。なお、あえて言うまでもないが、管見の限り、口述筆記を含めて副島種臣の残した諸著作に、藩王冊封と台湾出兵（論）が結びついていたとの回顧は一切存在しない。

於て詔勅を読み上げて、両使節は御承をして帰った。」<sup>79</sup>

これは副島70歳頃の口述筆記や講話なので、特に前者は文章として整っていないところがあるが、要するに、ここで副島が述べているのは、琉球藩王冊封を行なったのは「名分を正す」ためだった、ということである。これは、本稿が論じきったことの正しさを確証する、当事者自身の証言と見なしてよい。

本稿の主張をもう一度約言すれば、琉球の地位については日清両属や薩摩の實質的支配の下にあった、などとされてきたが、少なくとも「版籍奉還」以降は、そのような状態には大義名分＝正統性根拠が失われていたこと、そして「廃藩置県」後にはそのことが判然としてきたので、薩摩＝鹿児島が維持してきた實質的支配（「要務に実」）の「實質」を継承しうするためにも、「名分」を整える必要が、明治政府の側には、あった、ということである。

もっと分かりやすく言えば、薩摩島津氏のような封建領主、すなわち全国の諸侯＝旧藩主は、各自の版籍を奉還することによって、「庶人」＝一般の人に戻るのだというのが「王土王民論」の理念であった。明治2年にはその版籍奉還が実際に行なわれたことで、島津氏もまた建前としては「庶人」に戻ったはずであった。2年後の「廃藩置県」では、諸侯がそのまま任命されていた知藩事の職が廃され、各県の長官には原則として他県出身者が任命されたことによって、その建前がより目に見える形で現実化された。それにも拘らず、副島の言葉でいえば、琉球は「薩摩の領地」のような状態にあったのである。だが、琉球国王が従来忠誠を誓って（誓わされて）きた島津氏が「庶人」に戻ったとなると、その忠誠義務ももはや無効化したことになるのではないか。なぜ琉球が依然として鹿児島県の管轄下に置かれ、貢租の納付義務（封建的な被搾取）を甘受し続けねばならないのか。日清両属というが、鹿児島島の武威による支配に根拠がなくなるとすれば、そもそも日本に属するとされる云われもないのではないか。これらは、支配の正統性根拠にかかわる原理的問題であって、この「名分が正しからぬ」という事態は時間の経過とともに露になってくるはず

であった。

琉球藩王冊封は、そのような事態に対応するために副島の主導のもとに実施された明治政府の琉球処分への第一着手であった。その関連で注目されるのは、右の回顧において副島が、琉球使節は藩王冊封を「よほど拒んだ」けれども、承服させた、と述べていることである。琉球国王の使臣として、彼等が抵抗を示したとすれば、それは至極当然のことであろう。喜舎場朝賢の表現によれば、この度の使節派遣は「我が琉球往古より未だ曾て天皇陛下へ朝覲の礼を修めたることなし。今般皇政維新に際し、朝廷乃ち鹿児島県に風し琉人を入観せしむ」<sup>80</sup> ということ、前述のように鹿児島県からの「王政御一新の祝儀且御機嫌伺として、早々参朝可有之」という内示から始まった。ところが、東京に着いてみると、いきなり「藩王冊封」の話である。藩王に冊封されることで、どのような関係に立たされ、どのような義務を負うことになるのか。国王の正副使としては、自分たちだけの一存では「御請」できかねるとの弁を繰り返して、相当に抵抗したことであろう。それを副島らが説伏して承服させたとすれば、恐らく、琉球の内政には干渉しないことを約束したことがあったのではないか。

いずれにせよ、このように、一方で明治政府の騙し討ちのような策略があり（恐らくはそれ故に、藩王冊封の副島建議やその政府内での承認過程も極秘事項とされた）、他方では、琉球（使節）の側でも藩王「御請」を承服させられた。ここに、その後の琉球処分の起点が設定されたのである。

「藩王冊封」とは、勿論、明治天皇政府の側からの呼び方である。政府側の諸記録では、いずれも「藩王冊封の詔」と称し、「勅して尚泰を冊封し琉球藩王と為し」たと記すように、これを天皇と尚泰との一種の君臣関係の設定行為として捉えている。そして、ここでは詳述できないが、琉球処分のその後の展開を展望していえば、明治政府はここで設定された君臣関係を根拠に、琉球王府

---

<sup>80</sup> 喜舎場朝賢『琉球見聞録』前掲、1頁。

に無理難題を要求し、尚泰が忠誠義務を果たさなかったとして「廃藩置県」の処分を行なったのであった。

しかし、東アジアに伝統的な華夷秩序になぞらえて「冊封」と呼ばれたこの企図が、元来のモデルとはかなり懸け離れたものだったことも明らかである。というのも、古来、東アジアの華夷秩序においては、中華皇帝は冊封された周辺国に対して、朝貢に対する回賜や進貢貿易の機会保証などで経済的利益を与えながら、その内政には干渉しないことを特徴としてきたからである。中華秩序とは、皇帝と周辺国の国王との元来パーソナルで名目的・擬似的な君臣関係が、同時に、帝国と周辺王国との上下階層的な関係でもあるという一種の国際秩序であって、その下で周辺国は安全保証と経済的・文化的利益を共に享受してきたのであった。

副島は、一方では藩属体制の漸次的徹底化を意図しつつ、他方においては、琉球側の度々の要求に応じて、明治6年3月、自らの行なった琉球の国家体制不変更（「国体政体永久不相替」）の約束を外務省高官に文書で交付させている。<sup>81</sup>「名分を正す」ためには「冊封」しか方法がなく、「冊封の論理」に立てば、内国化の施策には自ずと限度が生じる。副島の主導による藩王冊封という措置は、そのようなジレンマを最初から抱え込んでいたのである。しかし、藩王冊封の後、大蔵大輔井上馨が直ちに外遊中の木戸孝允に宛て、「従来鹿児島之収納せし八千石計に代る砂糖を大蔵省え収るに至」<sup>82</sup> ったと書き送っているように、少なくとも「要務の実」を維持しつつ「名分を正す」という目的は一応達成された。

副島の政策はこのように、日清両属を解消するのではなく、むしろそれを「分明化」させることにあった。とは言っても、それは清国に対してではなく、琉球と国内向け、それに清国以外の外国向けの施策であった。藩王冊封は清国

<sup>81</sup> 『琉球処分』前掲、89-90頁。

<sup>82</sup> 『世外井上公伝』第1巻、前掲、477頁。

には通告されず、また、副島渡清の際の日清交渉でも特に強調されることはなく、むしろ琉球の両属をめぐる論争は回避することが使節団の方針であった。冊封の論理に立つ限り、琉球が日本に属することを清国に認めさせることには明らかに無理があったからである。

このような副島の政策路線を転換させたのが、征韓論政変を経て、新政権の中枢に座った内務卿大久保利通であった。大久保は、名分の公理に代えて、実際の力の論理により台湾出兵を実施し、それが有利に局を結んだことを武器に、琉球処分の強硬方針を打ち出し、また朝鮮圧迫政策を押し進めるなど、清国と琉球・朝鮮間の伝統的な宗属関係へ積極的に挑戦していく方針をとった。副島の近代国際法の論理と東アジアの伝統的華夷秩序の論理の利用という二重外交方針は、大久保の下で前者の方向に純化されていくことになるのである。それゆえ、明治政府が自らの採用した「冊封の論理」を裏切り、琉球の両属解消と処分強化の方針に転じるのは、台湾出兵を実施した大久保政権になってからのことだった。

明治政府による「藩王冊封」は、琉球の側からすれば、その「御請」ということになる。藩王冊封が伝統的華夷秩序になぞらえて「冊封」と呼ばれうるのは、この合意の体裁がどうにか整えられていたからだとも言えるが、しかし、明治政府の方針転換は、藩王御請を承服させられた琉球使臣にも当然ながら跳ね返ってきた。東恩納寛惇は、その藩王冊封の顛末を琉球の視点から次のように述べている。

「世にこれを『藩王御請』と唱え、その当座は新政府より王号を認証されたものとして、むしろこれを慶賀したものであったが、次々に来る驚天動地の変革で小王国の運命ははげしく動揺した時から藩王御請を売国行為と非難する声が高くなった。」<sup>83</sup>

明治政府は、この小王国を「琉球藩」と称し、「藩王国」とは呼ばなかった。

<sup>83</sup> 東恩納寛惇『琉球の歴史』（1957年初版）『東恩納寛惇全集1』所収、112頁。ちなみに、慶賀使の副使を務めたいわゆる「開明派」の宜野湾朝保が孤立化したのは、（牧志・恩河事件の影響ではなく）このような琉球処分の進展過程においてであった。

それだからと言って、琉球藩王の「冊封」や「御請」と称された出来事を「琉球藩設置」と呼んで、琉球が対内的にも、清国との関係でもまだしばらくは「王国」であり続けたことや、支配の大義名分＝正統性根拠＝被支配者の合意の問題を消去し、この小王国に生きた人々を進歩に抵抗した存在としてのみ描き出すとすれば、やはりそこにはいまだ皇国史観や日本型オリエンタリズムが残響していると言わねばならないだろう。